

（第一類 第七号）

第二回國會 厚生委員會會議錄 第二十二号

（六九四）

昭和二十三年六月三十日（水曜日）

午前九時四十五分開議

出席委員

委員長 山崎 岩男君

理事有田 二郎君 理事中嶋 勝一君

理事田中 松月君 理事山崎 道子君

理事武田 キヨ君

大石 武一君 小笠原八十美君

周東 英雄君 重井 鹿治君

福田 昌子君 松谷天光君

師岡 榮一君 最上 英子君

野本 品吉君 齋藤 見君

寺崎 覺君 柳原 亨君

出席國務大臣

厚生大臣 竹田 儀一君

出席政府委員

總理廳事務官 三橋 則雄君

厚生政務次官 喜多樹治郎君

厚生事務官 宮崎 太一君

厚生技官 三木 行治君

厚生技官 濱野規矩雄君

委員外の出席者

參議院議員 小林 勝馬君

專門調査員 川井 章知君

六月二十九日

あん摩、はり、きゆう、柔道整備等營業法に関する特例案（參議院提出）

（第三号）

健康保險法の一部を改正する法律案（内閣提出、參議院送付）（第一九七号）

温泉法案（内閣提出、參議院送付）（第一九八号）

へい獸処理場等に関する法律案（内閣提出、參議院送付）（第一九七号）

（第一九八号）

へい獸処理場等に関する法律案（内閣提出、參議院送付）（第一九七号）

（第一九八号）

へい獸処理場等に関する法律案（内閣提出、參議院送付）（第一九七号）

（第一九八号）

閣提出、參議院送付（第一九七号）の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

原給法の一部を改正する法律案（内閣提出）（第一六一号）

興行場法案（内閣提出、參議院送付）（第一八〇号）

公衆浴場法案（内閣提出、參議院送付）（第一八一号）

旅館業法案（内閣提出、參議院送付）（第一八二号）

性病予防法案（内閣提出、參議院送付）（第一八九号）

理容師法特例案（内閣提出、參議院送付）（第一九〇号）

國民健康保險法の一部を改正する法律案（内閣提出、參議院送付）（第一九二号）

あん摩、はり、きゆう、柔道整備等營業法に関する特例案（參議院提出）（第三号）

健康保險法の一部を改正する法律案（内閣提出、參議院送付）（第一九七号）

温泉法案（内閣提出、參議院送付）（第一九八号）

へい獸処理場等に関する法律案（内閣提出、參議院送付）（第一九七号）

（第一九八号）

へい獸処理場等に関する法律案（内閣提出、參議院送付）（第一九七号）

る法律案、及び社会保険診療報酬支拂基金法案を一括して議題としたします。審査に先立ちまして政府側より提案理由の説明を求めます。喜多政務次官。

健康保險法の一部を改正する法律案

健康保險法の一部を改正する法律

健康保險法（大正十一年法律第七十號）の一部を次のように改正する。

「主務大臣」を「厚生大臣」に改める。

第一條 健康保險ニ於テハ保險者ガ被保險者ノ業務外ノ事由ニ因ル疾

病、負傷若ハ死亡又ハ分娩ニ關シ

保險給付ヲ爲シ併セテ被保險者ニ

依リ生計ヲ維持スル者（以下被扶

養者ト稱ス）ノ疾病、負傷、死亡

又ハ分娩ニ關シ保險給付ヲ爲スモ

ノトス

前項ノ被扶養者ノ範圍ハ被保險者

ノ直系尊屬、配偶者（届出ヲ爲サ

ザルモ事實上婚姻關係ト同様ノ事

情ニ在ル者ヲ含ム以下之ニ同ジ）

及ビ子ニシテ専ラ其ノ者ニ依リ生

計ヲ維持スルモノ並ニ其ノ被保險

者ト同一ノ世帯ニ屬シ専ラ其ノ者

ニ依リ生計ヲ維持スル者トス

第二條第一項中「又ハ他給及之ニ

準スヘキモノヲ謂フ」を「他給、手當

又ハ賞與及之ニ準ズベキモノヲ謂フ

」に改め、同條第二項を次のように改

める。

報酬ノ全部又ハ一部分ガ金錢以外ノ

モノナル場合ニ於テハ其ノ價格ハ

其ノ地方ノ時價ニ依リ都道府縣知

事之ヲ定ム

健康保險組合ハ前項ノ規定ニ拘ラ

ズ規約ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコト

ヲ得

第三條第二項を次のように改め

る。

標準報酬ノ等級	標準報酬額	日額	報酬額	報酬月額
第一級	三百圓	二十圓	四百五十圓未満	四百五十圓以上七百五十圓未満
第二級	六百圓	三十圓	四百五十圓以上七百五十圓未満	七百五十圓以上千五百圓未満
第三級	九百圓	四十圓	千五百圓以上千三百五十圓未満	千三百五十圓以上千六百五十圓未満
第四級	千二百圓	五十圓	千三百五十圓以上千六百五十圓未満	千六百五十圓以上千九百五十圓未満
第五級	千五百圓	六十圓	千九百五十圓以上二千二百五十圓未満	二千二百五十圓以上二千五百五十圓未満
第六級	千八百圓	七十圓	二千二百五十圓以上二千五百五十圓未満	二千五百五十圓以上二千八百五十圓未満
第七級	二千二百圓	八十圓	二千五百五十圓以上二千八百五十圓未満	二千八百五十圓以上三千二百五十圓未満
第八級	二千四百圓	九十圓	三千二百五十圓以上三千四百五十圓未満	三千四百五十圓以上三千七百五十圓未満
第九級	二千七百圓	百圓	三千四百五十圓以上三千七百五十圓未満	三千七百五十圓以上四千五百圓未満
第十級	三千圓	百一十圓	三千七百五十圓以上四千五百圓未満	
第十一級	三千三百圓	百二十圓		
第十二級	三千六百圓	百三十圓		
第十三級	三千九百圓			

第二類第七号 厚生委員會會議錄 第二十二号 昭和二十三年六月三十日

第十四級	四千二百圓	四百四十圓	四千五十圓以上四千三百五十圓未滿
第十五級	四千五百圓	四百五十圓	四千三百五十圓以上四千六百五十圓未滿
第十六級	四千八百圓	四百六十圓	四千六百五十圓以上四千九百五十圓未滿
第十七級	五千圓	四百七十圓	四千九百五十圓以上五千二百五十圓未滿
第十八級	五千四百圓	四百八十圓	五千二百五十圓以上五千五百圓未滿
第十九級	五千七百圓	四百九十圓	五千五百圓以上五千八百圓未滿
第二十級	六千圓	五百圓	五千八百圓以上六千圓未滿
第二十一級	六千三百圓	五百十圓	六千圓以上六千三百圓未滿
第二十二級	六千六百圓	五百二十圓	六千三百圓以上六千六百圓未滿
第二十三級	六千九百圓	五百三十圓	六千六百圓以上六千九百圓未滿
第二十四級	七千二百圓	五百四十圓	六千九百圓以上七千二百圓未滿
第二十五級	七千五百圓	五百五十圓	七千二百圓以上七千五百圓未滿
第二十六級	七千八百圓	五百六十圓	七千五百圓以上七千八百圓未滿
第二十七級	八千圓	五百七十圓	七千八百圓以上八千圓未滿

標準報酬ハ被保険者ノ資格ヲ取得シタル日ノ現在ニ依リ之ヲ定ム被保険者ノ報酬ガ其ノ増減アリタルニ因リ從前ノ報酬月額ニ基キ定メラレタル標準報酬ニ該當セザルニ至リタル場合ニ於テハ其ノ報酬ニ増減アリタル月ノ翌月ハ報酬ニ増減アリタル日ガ月ノ初日ナルトキハ其ノ月ヨリ其ノ報酬ヲ變更ス

第二十條ノ規定ニ依ル被保険者ノ標準報酬ニ付テハ引續キ從前ノモノニ依ル

第三條ノ二 被保険者ノ報酬月額ハ左ノ各號ノ規定ニ依リ之ヲ算定ス

一 月、週其ノ他一定期間ニ依リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日又ハ報酬ニ増減アリタル日ノ現在ニ於ケル報酬ノ額ヲ其ノ期間ノ總日數ヲ以テ除シテ得タル額ノ三十倍ニ相當スル額

二 日、時間、稼高又ハ請負ニ依

リ報酬ヲ定ムル場合ニ於テハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日ノ屬スル月前一月間ニ現ニ使用セラルル事業ニ於テ同様ノ業務ニ從事シ同様ノ報酬ヲ受ケタル者ノ報酬ノ額ヲ平均シタル額

前項ノ規定ニ依リ報酬ヲ定ムル被保險者ノ報酬ガ其ノ増減アリタル場合ニ於テハ其ノ日ノ屬スル月ニ受ケタル報酬ノ額

三 前二號ノ規定ニ依リ算定シ難キモノニ付テハ被保險者ノ資格ヲ取得シタル日又ハ報酬ニ増減アリタル日ノ前一月間ニ其ノ地方ニ於テ同様ノ業務ニ從事シ同様ノ報酬ヲ受ケタル者ガ受ケタル報酬ノ額

四 前各號ノ二以上ニ該當スル報酬ヲ受ケル場合ニ於テハ其ノ各ニ付前各號ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額

五 同時ニ二以上ノ事業所ニ於テ報酬ヲ受ケル場合ニ於テハ各事業所ニ付前各號ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額

業所ニ付前各號ノ規定ニ依リ算定シタル額ノ合算額

被保險者ノ報酬月額ガ前項ノ規定ニ依リ算定シ難キトキ又ハ前項ノ規定ニ依リ算定シタル額ガ著シク不當ナルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ被保險者ニ於テ之ヲ算定ス

保險者ガ健康保險組合ナル場合ニ於テハ前項ノ算定方法ハ規約ヲ以テ之ヲ定ムベシ

第六條ノ次ノ一項を加える。

健康保險組合ニハ所得税及法人税ヲ課セズ

地方公共團體、健康保險組合ノ事業ニ對シ地方税ヲ課スルコトヲ得ズ

第十一條第二項を次のように改める。

前項ノ規定ニ依リ督促ヲ爲サントスルトキハ保險者ノ納付義務者ニ對シ督促狀ヲ發スベシコノ場合ニ在リテハ督促手数料トシテ十圓ヲ徴收ス

前項ノ規定ニ依リ督促ヲ爲シタル場合ニ於テハ徵收金額百圓ニ付一日五錢ノ割合ヲ以テ納期限ノ翌日ヨリ徵收金完納又ハ財産差押ノ日ノ前日迄ノ日數ニ依リ計算シタル延滞金ヲ徵收ス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合又ハ滞納ニ付酌量スベキ情狀アリト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 納入ノ告知書一通ノ徵收金額百圓未滿ナルトキ

二 納期ヲ繰上ゲ徵收ヲ爲ストキ

三 納付義務者ノ住所及居所ガ國內ニ在ラザル爲又ハ其ノ住所及居所共ニ不明ナル爲公示送達ノ方法ニ依リ納入ノ告知又ハ督促ヲ爲シタルトキ

督促狀ニ指定シタル期限迄ニ徵收金ヲ完納シタルトキ又ハ前項ノ規定ニ依リ計算シタル金額ガ一圓未滿ナルトキハ延滞金ヲ徵收セズ

第十二條 國ニ使用セラルル被保險者又ハ地方公共團體ノ事務所ニ使用セラルル被保險者ニシテ他ノ法律ニ基キ共濟組合ノ組合員ナル場合ニ於テ其ノ被保險者ニ對シテハ本法ニ依リ保險給付ヲ爲サズ

前項ノ共濟組合ノ給付ノ種類及程度ハ本法ノ給付ノ種類及程度以上ナルコトヲ要ス

第十二條ノ二 厚生大臣ハ前項ノ共濟組合ニ對シテハ事實ニ關スル報告ヲ爲サシメ事業及財産ノ狀況ヲ検査シ組合ノ運営ニ關スル指示ヲ爲スコトヲ得

第十二條ノ三 第十二條ノ規定ニ依リ保險給付ヲ受ケザル者ニ對シテハ保險料ハ之ヲ徵收セズ

第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル

事業所(事務所ヲ含ム以下同シ)又ハ事務所ニ使用セラルル者ハ健康保險ノ被保險者トス

一 左ニ掲グル事業ノ事業所ニシテ當時五人以上ノ従業員ヲ使用スルモノ

(イ) 物ノ製造、加工、選別、包裝、修理又ハ解體ノ事業

(ロ) 鑛物ノ採掘又ハ採取ノ事業

(ハ) 電氣又ハ動力ノ發生、傳導又ハ供給ノ事業

(ニ) 貨物又ハ旅客ノ運送ノ事業

業

(ホ) 貨物積卸ノ事業

(ヘ) 物ノ販賣又ハ配給ノ事業

(ト) 金融又ハ保險ノ事業

(チ) 物ノ保管又ハ賃貸ノ事業

(リ) 媒介周旋ノ事業

(ヌ) 集金、案内又ハ廣告ノ事業

業

(ル) 燒却、清掃又ハ屠殺ノ事業

業

二 國又ハ法人ノ事務所ニシテ當時五人以上ノ従業員ヲ使用スルモノ

第十三條ノ二 前條ノ規定ニ拘ラズ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ健康保險ノ被保險者トセズ

一 船員保險ノ被保險者但シ船員保險法第二十條第一項ノ規定ニ依リ被保險者ヲ除ク

二 臨時ニ使用セラルル者ニシテ左ニ掲グルモノ但シ(イ)ニ掲グル者ニシテ所定ノ期間ヲ超エ引續キ使用セラルルニ至リタルトキ又ハ(ロ)ニ掲グル者ニシテ一月ヲ超エ引續キ使用セラルルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ニ依リ督促ヲ爲シタル場合ニ於テハ徵收金額百圓ニ付一日五錢ノ割合ヲ以テ納期限ノ翌日ヨリ徵收金完納又ハ財産差押ノ日ノ前日迄ノ日數ニ依リ計算シタル延滞金ヲ徵收ス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合又ハ滞納ニ付酌量スベキ情狀アリト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一 納入ノ告知書一通ノ徵收金額百圓未滿ナルトキ

二 納期ヲ繰上ゲ徵收ヲ爲ストキ

三 納付義務者ノ住所及居所ガ國內ニ在ラザル爲又ハ其ノ住所及居所共ニ不明ナル爲公示送達ノ方法ニ依リ納入ノ告知又ハ督促ヲ爲シタルトキ

督促狀ニ指定シタル期限迄ニ徵收金ヲ完納シタルトキ又ハ前項ノ規定ニ依リ計算シタル金額ガ一圓未滿ナルトキハ延滞金ヲ徵收セズ

第十二條 國ニ使用セラルル被保險者又ハ地方公共團體ノ事務所ニ使用セラルル被保險者ニシテ他ノ法律ニ基キ共濟組合ノ組合員ナル場合ニ於テ其ノ被保險者ニ對シテハ本法ニ依リ保險給付ヲ爲サズ

前項ノ共濟組合ノ給付ノ種類及程度ハ本法ノ給付ノ種類及程度以上ナルコトヲ要ス

第十二條ノ二 厚生大臣ハ前項ノ共濟組合ニ對シテハ事實ニ關スル報告ヲ爲サシメ事業及財産ノ狀況ヲ検査シ組合ノ運営ニ關スル指示ヲ爲スコトヲ得

第十二條ノ三 第十二條ノ規定ニ依リ保險給付ヲ受ケザル者ニ對シテハ保險料ハ之ヲ徵收セズ

第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル

(イ) 二月以内ノ期間ヲ定メテ  
使用セラルル者  
(ロ) 日雇入レラルル者  
三 季節的業務ニ使用セラルル者  
但シ繼續シテ四月ヲ超ニ使用セ  
ラルベキ場合ハ此ノ限ニ在ラズ  
四 臨時的事業ノ事業所ニ使用セ  
ラルル者但シ繼續シテ六月ヲ超  
ニ使用セラルベキ場合ハ此ノ限  
ニ在ラズ  
五 事業所ノ所在地ノ一定セザル  
事業ニ使用セラルル者  
六 國民健康保險組合又ハ國民健  
康保險ヲ行フ社団法人ノ事業所  
ニ使用セラルル者  
七 生命保險會社ニ使用セラレ保  
險契約ノ募集勸誘ニ從事スル者  
ニシテ常時一定ノ報酬ヲ受ケザ  
ルモノ

前條ノ規定ニ依リ健康保險ノ被保  
險者タルベキ者ニシテ保險者又ハ  
第十二條ノ規定ニ依リ共濟組合ノ  
承認ヲ受ケ國民健康保險ノ被保險  
者ト爲リタルモノハ其ノ期間健康  
保險ノ被保險者トセズ  
第二十條中「政令ノ定ムル所ニ依  
リ」之其ノ資格ヲ喪失シタル日(繼  
續シテ保險給付ヲ受ケル者ニ在リテ  
ハ其ノ給付ヲ受ケザルニ至リタル  
日)ヨリ十日以内ニ被保險者タラ  
トスル申請ヲ爲ストキハ」に改め、  
次ノ但書及び一項を加ふる。  
但シ船員保險ノ被保險者(船員保  
險法第二十條第一項ノ規定ニ依ル  
被保險者ヲ除ク)タル者ハ此ノ限  
ニ在ラズ  
前項ニ規定スル期限ヲ經過シタル  
後ノ申請ト雖モ被保險者ニ於テ正當  
ノ事由アリト認ムルトキハ之ヲ受

理スルコトヲ得  
第三十一條 前條ノ規定ニ依ル被保  
險者ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルニ  
至リタルトキハ其ノ翌日ヨリ其ノ  
資格ヲ喪失ス但シ第四號及第五號  
ノ場合ニ在リテハ其ノ日ヨリ其ノ  
資格ヲ喪失ス  
一 被保險者ト爲リタル日ヨリ起  
算シ六月ヲ經過シタルトキ  
二 被保險者ガ死亡シタルトキ  
三 保險料ノ納付期日後十日ヲ經  
過スルモ保險料ヲ納付セザルト  
キ  
四 第十三條又ハ第十五條ノ規定  
ニ依ル被保險者ト爲リタルトキ  
五 船員保險ノ被保險者(船員保  
險法第二十條ノ規定ニ依ル被保  
險者ヲ除ク)ト爲リタルトキ  
第四十二條ノ二第四項中「主務大  
臣ハ健康保險組合ニ對シ」の下に組  
合員タル被保險者ノ共同ノ福祉ヲ增  
進スル爲必要アリト認ムルトキハ」  
を加ふる。  
第四十三條ノ二第二項を削る。  
第四十三條ノ三 保險醫又ハ保險藥  
劑師ハ醫師、齒科醫師又ハ藥劑師  
ニ就キ都道府縣知事ノ指定ス  
都道府縣知事前項ノ指定ヲ爲サン  
トスルトキハ當該醫師、齒科醫師  
又ハ藥劑師ノ同意ヲ得ルコトヲ要  
ス  
第一項ノ規定ニ依リ指定ヲ受ケタ  
ル保險醫又ハ保險藥劑師ハ命令ノ  
定ムル所ニ依リ健康保險ノ診療又  
ハ藥劑ノ支給ニ關シ都道府縣知事  
ノ指導ヲ受クベシ  
保險醫又ハ保險藥劑師ハ保險醫又  
ハ保險藥劑師タルコトヲ辭スルコ  
トヲ得

前項ノ規定ニ依リ保險醫又ハ保險  
藥劑師ヲ辭セトスル者ハ其ノ辭  
セトスル日以前一月以上ノ豫告期  
間ヲ設クベシ  
第四十三條ノ四 保險醫及保險藥劑  
師ハ懇切丁寧ニ被保險者及被扶養  
者ノ療養ヲ擔當スベシ  
保險醫及保險藥劑師ニシテ前項ノ  
規定ニ依リ療養ヲ擔當スルノ責務  
ヲ怠リタルトキハ都道府縣知事之  
ガ指定ヲ取消スコトヲ得  
第四十三條ノ五 保險醫ニ對シ適正  
ナル保險診療ヲ指導シ及其ノ監督  
ヲ圖ル爲社會保險診療協議會及地  
方社會保險診療協議會ヲ置ク  
前項ノ社會保險診療協議會ノ委員  
ハ保險者ヲ代表スル者、被保險者  
及事業主ヲ代表スル者、醫師及齒  
科醫師ヲ代表スル者並ニ公益ヲ代  
表スル者ニ付中央社會保險診療協  
議會ニ在リテハ厚生大臣、地方社  
會保險診療協議會ニ在リテハ都道  
府縣知事各同數ヲ委嘱ス  
前項ノ委嘱ハ被保險者及事業主ヲ  
代表スル者又ハ醫師及齒科醫師ヲ  
代表スル者ニ付テハ各所屬團體ノ  
推薦ニ依ル

會保險診療報酬算定協議會ヲ置ク  
社會保險診療報酬算定協議會ノ委  
員ハ保險者ヲ代表スル者、被保險  
者及事業主ヲ代表スル者、醫師及  
齒科醫師ヲ代表スル者並ニ公益ヲ  
代表スル者ニ付厚生大臣各同數ヲ  
委嘱ス  
前項ノ委嘱ハ被保險者及事業主ヲ  
代表スル者又ハ醫師及齒科醫師ヲ  
代表スル者ニ付テハ各所屬團體ノ  
推薦ニ依ル  
第四十四條 保險者ハ療養ノ給付ヲ  
爲スコト困難ナリト認メタルトキ  
又ハ被保險者ガ緊急其ノ他已ムヲ  
得ザル場合ニ於テ保險醫及保險者  
ノ指定スル者以外ノ醫師、齒科醫  
師其ノ他ノ者ノ診療又ハ手當ヲ受  
ケタル場合ニ於テ保險者ガ其ノ必  
要アリト認メタルトキハ療養ノ給  
付ニ代テ療養費ヲ支給スルコト  
ヲ得  
第四十四條ノ二 前條ノ規定ニ依リ  
支給スル療養費ノ額ハ療養ニ要ス  
ル費用ヲ標準トシテ保險者ノ定  
ムル  
前項ノ場合ニ於テ療養費ノ額ハ現  
ニ要シタル費用ヲ超ユルコトヲ得  
ズ  
第一項ノ療養ニ要スル費用ノ算定  
ニ關シテハ第四十三條ノ七第二項  
及第三項ノ規定ヲ準用ス  
第四十五條中「報酬日額」を「標準  
報酬日額」に改める。  
第四十六條中「政令ノ定ムル所ニ  
依リ」之ヲ減額スルコトヲ得」を「其ノ  
被扶養者ナキ場合ニ於テハ一日ニ付  
標準報酬日額ノ百分ノ四十二相當ス  
ル金額トス」に改める。  
第四十七條第二項中「政令ノ定ム

ル所ニ依リ前項ノ期間ヲ超ユ」前  
項ノ期間ヲ超ニ通ジテ二年六月ニ至  
ル迄」に改める。  
第四十九條第一項中「報酬月額」を  
「標準報酬月額」に改め、同項但書を  
次ノように改める。  
但シ其ノ金額ガ二千圓ニ滿タザル  
トキハ之ヲ二千圓トス  
第五十條 被保險者分曉シタルトキ  
ハ分曉費トシテ被保險者ノ標準報  
酬月額ノ半額ニ相當スル金額ヲ支  
給ス但シ其ノ金額ガ千圓ニ滿タザ  
ルトキハ之ヲ千圓トス  
前項ノ場合ニ於テ被保險者ガ分曉  
ノ日前四十二日、分曉ノ日以後四  
十二日以内ニ於テ勞務ニ服セザリ  
シ期間出產手當金トシテ一日ニ付  
標準報酬日額ノ百分ノ六十七ニ相當  
スル金額ヲ支給ス  
第五十條ノ二 被保險者ガ分曉シタ  
ル場合ニ於テ其ノ出生兒ヲ哺育シ  
タルトキハ哺育手當金トシテ分曉  
ノ日ヨリ起算シ引續キ六月間哺育  
期間一月ニ付百圓ヲ支給ス但シ其  
ノ期間一月ニ滿タザルトキハ之ヲ  
一月トス  
前項ノ哺育手當金ハ被保險者ガ其  
ノ資格ヲ喪失シタル日後六月以内  
ニ分曉シタル場合又ハ哺育手當金  
ノ支給ヲ受ケル被保險者ガ其ノ資  
格ヲ喪失シタル場合ト雖モ之ヲ支  
給ス  
第五十一條第二項を次ノように改  
める。  
産院又ハ病院若ハ診療所ニ收容シ  
タル被保險者ニ對シテ支給スベキ  
分娩費ノ額ハ第五十條第一項ノ規  
定ニ依リ支給スベキ金額ノ半額ニ  
相當スル金額トス

第一類第七号 厚生委員會議錄 第二十号 昭和二十三年六月三十日

三

1016

産院又ハ病院若ハ診療所ニ收容シタル被保険者ニ對シテ支給スベキ出産手當金ニ付テハ第四十六條ノ規定ヲ準用ス

第五十二條 削除  
第五十五條中「政令ヲ以テ定ムル期間」を「被保険者トシテ受ケルコトヲ得ベカリシ期間」ニ改める。

第五十七條中「政令ヲ以テ定ムル期間内」を「六月以内」ニ改める。

第五十七條ノ二中「又ハ政令ヲ以テ定ムル者」を削る。

第五十七條ノ三 療養ノ給付及傷病手當金ノ支給ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ關シ左ニ掲グル事由ニ該當スルニ至リタルトキハ之ヲ爲サズ

一 厚生年金保險法ニ依リ障害年金又ハ障害手當金ヲ受ケルコトヲ得ルニ至リタルトキ  
二 前號以外ノ場合ニ於テハ療養ノ給付開始後二年ヲ經過スルモ疾病又ハ負傷治癒セザルトキ

第五十八條 疾病ニ罹リ、負傷シ又ハ分娩シタル場合ニ於テ繼續シテ報酬ノ全部又ハ一部ヲ受ケルコトヲ得ベキ者ニ對シテハ之ヲ受ケルコトヲ得ベキ期間傷病手當金又ハ出産手當金ヲ支給セズ但シ其ノ受ケルコトヲ得ベキ報酬ノ額ガ傷病手當金又ハ出産手當金ノ額ヨリ小ナルトキハ其ノ差額ヲ支給ス

第五十九條 前條ニ掲グル者疾病ニ罹リ、負傷シ又ハ分娩シタル場合ニ於テ其ノ受ケルコトヲ得ベカリシ報酬ノ全部又ハ一部ニ付其ノ全額ヲ受ケルコト能ハザリシトキハ傷病手當金又ハ出産手當金ノ全額、其ノ一部ヲ受ケルコト能ハザ

リシ場合ニ於テ受ケタル額ガ傷病手當金又ハ出産手當金ノ額ヨリ小ナルトキハ其ノ額ト傷病手當金又ハ出産手當金トノ差額ヲ支給ス但シ前條但書ノ規定ニ依リ傷病手當金又ハ出産手當金ノ一部ヲ受ケタルトキハ其ノ額ヲ支給額ヨリ控除ス

前項ノ規定ニ依リ保險者ノ支給シタル金額ハ事業主ヨリ之ヲ徴收ス

第五十九條ノ二 被扶養者ガ保險醫及保險藥劑師並ニ保險者ノ指定スル者ノ中自己ノ選定シタル者ニ就キ療養ヲ受ケタルトキハ被保險者ニ對シテ家族療養費トシテ其ノ療養ニ要シタル費用ニ付之ヲ支給ス

家族療養費ノ額ハ療養ニ要スル費用ノ百分ノ五十二相當スル額トス但シ現ニ支拂ベキ療養ニ要シタル費用ノ百分ノ五十二相當スル額ヲ超ユルコトヲ得ズ

被扶養者ガ保險醫若ハ保險藥劑師又ハ保險者ノ指定スル者ニ就キ療養ヲ受ケタル場合ニ於テハ保險者ハ其ノ被扶養者ガ當該保險醫、保險藥劑師若ハ保險者ノ指定スル者又ハ之ヲ使用スル者ニ對シテ支拂ベキ療養ニ要シタル費用ニ付家族療養費トシテ被保險者ニ對シテ支給スベキ額ノ限度ニ於テ被保險者ニ代リ當該保險醫、保險藥劑師若ハ保險者ノ指定スル者又ハ之ヲ使用スル者ニ對シテ支拂フコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ保險醫、保險藥劑師若ハ保險者ノ指定スル者又ハ之ヲ使用スル者ニ對シテ費用ヲ支拂ヒタル場合ニ於テハ其ノ限度ニ於テ被保險者ニ對シテ家族療養費ヲ支給シタルモノト看做ス

第四十三條、第四十三條ノ二、第四十三條ノ六第二項及第三項、第四十四條、第四十四條ノ二、第五十五條及第五十七條ノ三ノ規定ハ家族療養費ノ支給ニ之ヲ準用ス

第五十九條ノ三 被扶養者死シタルトキハ被保險者ニ對シテ家族埋葬料トシテ千圓ヲ支給ス

第五十九條ノ四 被保險者ノ配偶者ガ分娩シタルトキハ被保險者ニ對シテ配偶者分娩費トシテ五百圓ヲ支給ス

前項ノ場合ニ於テ其ノ出生兒ヲ哺育シタルトキハ被保險者ニ對シテ哺育手當金ヲ支給ス

前項ノ哺育手當金ノ支給ニ關シテハ第五十條ノ二第二項ノ規定ヲ準用ス

第五十九條ノ五 保險者ハ第五十九條ノ二第一項ノ規定ニ拘ラズ國民健康保險ヲ行フ市町村若ハ國民健康保險組合又ハ國民健康保險ヲ行フ社団法人(以下國民健康保險ノ保險者ト稱ス)ニ委託シテ家族療養費ノ支給ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ保險者ハ之ニ必要ナル費用ヲ當該國民健康保險ノ保險者ニ支拂フモノトス

前項ノ規定ニ依リ委託ヲ受ケタル國民健康保險ノ保險者ノ被扶養者ニ對シテ家族療養費ノ支拂ニ關シテハ第五十九條ノ二第三項ノ規定ヲ準用ス

第六十二條第四項中「第一條第二項」を「第一條第一項後段」ニ改める。

第六十四條 保險者ハ詐欺其ノ他不正ノ行爲ニ依リ保險給付ヲ受ケ又ハ受ケムトシタル者ニ對シテハ六月以内ノ期間ヲ定メ其ノ者ニ支給スベキ傷病手當金又ハ出産手當金ノ全部又ハ一部ヲ支給セザル旨ノ決定ヲ爲スコトヲ得但シ詐欺其ノ他不正ノ行爲アリタル日ヨリ一年ヲ經過シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第六十六條 療養費、傷病手當金、出産手當金、埋葬料、分娩費、家族療養費、家族埋葬料、配偶者分娩費及哺育手當金ハ其ノ都度之ヲ支給スベシ第四十九條第二項又ハ第五十六條第二項ノ埋葬費ニ付亦同シ

傷病手當金、出産手當金、哺育手當金ハ前項ノ規定ニ拘ラズ毎月一定ノ期日ニ支給スルコトヲ得

第六十九條ノ三 保險者ガ健康保險組合ナル場合ニ於テハ本章ニ規定スル保險給付ニ併セテ其ノ規約ヲ以テ保險給付トシテ其ノ他ノ給付ヲ爲スコトヲ得

第七十條中「政令ノ定ムル所ニ依リ」を「毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ」ニ改める。

第七十條ノ二 健康保險組合ニ對シテ主務大臣之ヲ算定ス

前項ノ國庫負擔金ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ概算ヲ爲スコトヲ得

第七十一條第二項を次のように改める。

保險料額ハ各月ニ付各被保險者ノ報酬月額ニ保險料率ヲ乘ジテ得タル額トス

前項ノ規定ニ拘ラズ前月ヨリ引續キ被保險者タル者ガ其ノ資格ヲ喪

失シタル場合ニ於テハ其ノ月分ノ保險料ハ之ヲ算定セズ

第七十一條ノ二 第二十條ノ規定ニ依リ被保險者ニ關スル保險料ハ其ノ被保險者ト爲リタル月ヨリ之ヲ算定ス

前項ノ場合ニ於テ各月ノ保險料ノ算定方法ハ前條ノ例ニ依ル

第七十一條ノ三 前月ヨリ引續キ被保險者タル者ガ第六十二條第一項各號ノ一ニ該當スルニ至リタル場合ニ於テハ其ノ月以後、被保險者ガ其ノ資格ヲ取得シタル月ニ於テ同條同項各號ノ一ニ該當スルニ至リタル場合ニ於テハ其ノ翌月以後、同條同項各號ノ一ニ該當セザルニ至リタル月ノ前月迄ノ期間保險料ヲ徴收セズ但シ被保險者ガ同條同項各號ノ一ニ該當スルニ至リタル月ニ於テ同條同項各號ノ一ニ該當セザルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第七十一條ノ四 政府ノ管掌スル健康保險ノ保險料率ハ次ニ定ムル場合ヲ除クノ外千分ノ四十トス

厚生大臣ハ保險料ヲ以テ保險給付費及保健施設費ニ充ツル費用ニ不足ヲ生ジタルトキ又ハ剩餘ヲ生ジタルトキハ健康保險委員會ノ意見ヲ聽キ千分ノ三十六乃至千分ノ四十四ノ範圍内ニ於テ保險料率ヲ變更スルコトヲ得

健康保險組合ノ管掌スル健康保險ノ保險料率ハ千分ノ三十乃至千分ノ八十ノ範圍内ニ於テ政令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ決定スルモノトス

前項ノ保險料率ノ決定ハ厚生大臣ノ認可ヲ受ケルコトヲ要ス

第七十三條 削除

第七十三條 削除

第七十三條 削除

第七十三條 削除

第七十四條 削除

第七十五條中「若ハ前條ノ規定又ハ第七十三條ニ基キテ發スル政令」を削る。

第七十五條ノ二 健康保險組合ノ組

合員タル被保險者ノ負擔スベキ保險料額ヲ一月ニ付標準報酬月額ノ千分ノ二十五ヲ超過スル場合ニ於テハ其ノ超過部分ハ事業主ノ負擔トス

第七十六條 削除

第七十八條ノ事業主ハ被保險者ニ對シ金錢ヲ以テ報酬ヲ支拂フ場合ニ於テハ被保險者ノ負擔スベキ前月分ノ保險料ヲ報酬ヨリ控除スルコトヲ得

事業主ハ被保險者ガ其ノ事業ニ使用セラレザルニ至リタルトキニ限リ前項ノ規定ニ拘ラズ報酬支拂ノ際ニ於テ被保險者ノ負擔スベキ前月分及其ノ月分ノ保險料ヲ控除スルコトヲ得

事業主ハ前二項ノ規定ニ依リ保險料ヲ控除シタルトキハ保險料ノ控除ニ關スル計算書ヲ作製シ其ノ控除額ヲ被保險者ニ通知スベシ

第七十九條 毎月ノ保險料ハ翌月末日迄ニ之ヲ納付スベシ

保險者ガ保險料納入ノ告知ヲ爲シタル後ニ於テ告知シタル保險料額ガ實際納付義務者ノ納付スベキ保險料額ヲ超過スルコトヲ知リタルトキ又ハ納付シタル保險料額ガ實際納付義務者ノ納付スベキ保險料額ヲ超過スルコトヲ知リタルトキハ其ノ超過部分ニ關スル納入ノ告知又ハ納付ハ其ノ告知又ハ納付ヲ爲シタル後六月以内ノ期日ニ於テ納付セラルベキ保險料ニ對シ納期

ヲ繰上ゲ之ヲ爲シタルモノト看做スコトヲ得  
前項ノ規定ニ依リ納期ヲ繰上ゲ納入ノ告知又ハ納付ヲ爲シタルモノト看做シタルトキハ保險者ハ其ノ旨ヲ當該納付義務者ニ通知スベシ  
第七十九條ノ二 保險料納付義務者左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ納期前ト謂モ保險料ハ總テ之ヲ徵收スルコトヲ得  
一 國稅、地方稅其ノ他ノ公課ノ滯納ニ因リ滯納處分ヲ受クルトキ  
二 被保險者ノ使用セララル事業所ガ閉止セラレタルトキ  
三 強制執行ヲ受クルトキ  
四 破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ  
五 競賣ノ開始アリタルトキ  
六 被保險者ノ使用セララル法人ガ解散ヲ爲シタルトキ  
「第六章 審査ノ請求、訴願及訴訟」第六章 審査ノ請求及訴訟」に改める。

第一類第七号 厚生委員會議錄 第二号 昭和二十三年六月三十日

各三人ヲ以テ之ヲ組織シ各委員ハ厚生大臣之ヲ委嘱ス

第八十三條ノ二 委員ノ任期ハ三年

トシ一年毎ニ委員ノ數ヲ三分ノ一ヲ委嘱ス  
委員ニ缺員ヲ生ジタルトキ新ニ委嘱セラレタル委員ノ任期ハ前任者ノ殘在期間トス

第八十三條ノ三 健康保險審査會ニ

公益ヲ代表スル委員中ヨリ委員ノ選舉セル會長一人ヲ置ク  
會長事故アルトキハ前項ノ規定ニ準ジ選舉セラレタル者其ノ職務ヲ代理ス

第八十三條ノ四 健康保險審査會ハ

被保險者ヲ代表スル委員、事業主ヲ代表スル委員及公益ヲ代表スル委員夫々一人以上出席スルニ非ザレバ議事ヲ開キ議決ヲ爲スコトヲ得

第八十三條ノ五 健康保險審査會ノ

審査ハ出席シタル委員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決シ可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル  
第八十三條ノ六 保險給付ニ關スル決定ニ關シ不服アル者保險審査官ニ審査ヲ請求スル場合ハ其ノ保險給付ニ關スル決定ヲ爲シタル都道府縣知事ノ管轄區域又ハ其ノ保險給付ニ關スル決定ヲ爲シタル健康保險組合ノ事務所ノ所在地ヲ管轄スル健康保險審査官之ヲ爲スベシ

第八十二條 健康保險審査會ハ厚生

省ニ之ヲ置ク  
第八十三條 健康保險審査會ハ被保險者ヲ代表スル委員、事業主ヲ代表スル委員及公益ヲ代表スル委員

險審査官ハ速ニ之ヲ所轄保健審査官ニ移送シ且其ノ旨ヲ請求者ニ通知スベシ

第八十三條ノ七 保險審査官又ハ健

康保險審査會ニ對スル審査ノ請求ハ書面又ハ口頭ニ依リ之ヲ爲スコトヲ得  
第八十三條ノ八 保險審査官又ハ健康保險審査會審査ノ請求ヲ受ケタルトキハ速ニ當事者ノ説明ヲ聽取シ審査ヲ爲スベシ但シ保險給付ヲ受クベキ者出頭スルコト困難ナルトキハ此ノ手續ヲ省キ文書ニ依リ審査ヲ爲スコトヲ得

第八十三條ノ九 保險審査官又ハ健

康保險審査會ノ爲必要アリト認ムルトキハ保險給付ニ關スル決定ヲ爲シタル者、事業主、保險給付ヲ受クベキ者又ハ其ノ他ノ利害關係人若ハ參考人ニ對シ報告ヲ爲サシメ若ハ出頭ヲ命ジ又ハ醫師ニ診斷若ハ検査ヲ爲サシムルコトヲ得  
前項ノ規定ニ依リ保險審査官ノ請求ニ依リ出頭シタル者ニ對シテハ都道府縣知事、健康保險審査會ノ請求ニ依リ出頭シタル者ニ對シテハ厚生大臣政令ノ定ムル所ニ依リ旅費、日當及宿泊料ヲ支給ス

第八十三條ノ十 保險給付ニ關スル

決定ヲ爲シタル者、事業主、保險給付ヲ受クベキ者又ハ其ノ他ノ利害關係人若ハ參考人ハ保險審査官又ハ健康保險審査會ニ對シ意見ヲ述ベ参考書類ヲ提示スルコトヲ得  
保險給付ヲ受クベキ者審査ノ場合ニ於テ補佐人ヲ必要トスルトキハ補佐人一人ト共ニ出頭スルコトヲ得

第八十三條ノ十一 保險審査官又ハ

健康保險審査會ハ事件ノ一部分ヲ審査ノ決定ヲ爲スニ熟シタルトキハ其ノ部分ニ付先ツ決定ヲ爲スコトヲ得  
第八十三條ノ十二 保險審査官又ハ健康保險審査會審査ノ決定ヲ爲ス場合ハ理由ヲ附シ文書ヲ以テ之ヲ爲スベシ

第八十三條ノ十三 審査ノ請求者ガ

審査ノ決定前ニ死亡シタルトキハ承繼人ニ於テ審査ノ請求手續ヲ受繼グモノトス  
第八十四條 削除  
第八十四條ノ二 第八十條及第八十一條ニ關スル訴訟ニ關シテハ健康保險組合ハ之ヲ行政廳ト看做ス

第八十五條 保險審査官、健康保險

審査會ノ委員若ハ其ノ事務ニ從事スル者又ハ之等ノ職ニ在リタル者ハ其ノ職務上知得シタル秘密ヲ漏洩スベカラズ  
第八十六條 審査ノ請求又ハ訴ノ提起ハ處分ノ通知又ハ決定書ノ交付ヲ受ケタル日ヨリ六十日以内ニ之ヲ爲スベシ但シ審査ノ請求ニ付テハ保險審査官又ハ健康保險審査會ニ於テ正當ノ事由アリト認ムルトキハ期限經過後ニ於テモ仍之ヲ受理スルコトヲ得  
前項ノ訴ノ提起ニ付テハ民事訴訟法第五百十八條第二項及第五百十九條ノ規定ヲ準用ス

第八十六條ノ二 保險審査官及健康

保險審査會ノ事務ニ關シテハ政令ヲ以テ之ヲ定ム  
第八十八條ノ三中「第八十條ノ二」を「第八十三條ノ九第一項」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十三年八月一日から、これを施行する。但し、第七十條及び第七十條ノ二の改正規定は、昭和二十三年度から、これを適用する。

2 この法律施行前に被保険者の資格を取得して、この法律施行の日まで引き続き被保険者の資格を有する者で、健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)第三條に規定する標準報酬の等級の第十七級に該当するものについては、この法律施行の日被保険者の資格を取得したものとみなして第三條第三項の改正規定を適用する。

3 この法律施行の際、現に存する保険審査官、社会保険審査会及びその職員は、この法律に基く相當の機関及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

温泉法案

第一章 總則

第一條 この法律は、温泉を保護しその利用の適正を図り、公共の福祉の増進に寄與することをもつて目的とする。

第二條 この法律で「温泉」とは、地中から湧き出する温水、鉱水及び水蒸気その他のガス(炭化水素を主成分とする天然ガスを除く)で別表に掲げる温度又は物質を有するものをいう。

2 この法律で「温泉源」とは、未だ採取されない温泉をいう。

第二章 温泉の保護

第三條 温泉をゆう出させる目的で土地を掘さくしようとする者は、省令の定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、掘さくに必要な土地を掘さくのために使用する権利を有する者でなければならない。

3 都道府県知事は、温泉を工業用に利用する目的で第一項の申請をした者に対して許可を與えるときは、あらかじめ商工局長に協議しなければならない。

第四條 都道府県知事は、温泉のゆう出量、温度若しくは成分に影響を及ぼし、その他公益を害する虞があると認めるときは、前條第一項の許可を與えなければならない。不許可の処分は、理由を附した書面をもつてこれを行わなければならない。

第五條 第三條第一項の許可を受けたる者が、許可の日から一年以内に工事に着手せず、又は着手後一年以上その工事を中止したときは、都道府県知事は、その許可を取り消すことができる。但し、己むを得ない事由がある場合はこの限りでない。

第六條 都道府県知事は、第三條第一項の許可を與えた後第四條に規定する事由があると認めるときは、その許可を取り消し、又はその許可を受けた者に対して、公益上必要な措置を命ずることができ

第七條 第三條第一項の許可が取り

消されたとき、又は許可を受けて掘さくした場所に温泉がゆう出しないときは、都道府県知事は、その許可を受けた者に対して原状回復を命ずることができ、同項の許可を受けないで土地を掘さくした者に対しても、また同様とする。

第八條 温泉のゆう出路を増強し、又は温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置しようとする者は、省令の定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

2 前四條の規定は、前項の増強又は動力の装置について、これを準用する。

第九條 都道府県知事は、温泉源保護のため必要があると認めるときは、温泉源より温泉を採取する者に対して、温泉の採取の制限を命ずることができる。

2 都道府県知事は、工業用に利用する目的で温泉を採取する者に対して、前項の命令をするときは、あらかじめ商工局長に協議しなければならない。

第十條 都道府県知事は、第三條第一項又は第八條第一項の規定による処分をする場合において、隣接都府縣における温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼす虞があるときは、あらかじめ厚生大臣の承認を得なければならない。

第十一條 温泉をゆう出させる目的以外の目的で土地を掘さくしたため温泉のゆう出量、温度又は成分に著しい影響を及ぼす場合において公益上必要があると認めると

きは、都道府県知事は、土地を掘さくした者に対してその影響を阻止するに必要な措置を命ずることができる。

2 都道府県知事が、法令の規定に基く他の行政職の許可又は認可を受けて土地を掘さくした者に対して前項の措置を命じようとするときは、あらかじめ当該行政職と協議しなければならない。

第十二條 温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする者は、省令の定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、政令の定める手数料を納めなければならない。

3 都道府県知事は、温泉の成分が衛生上有害であると認めるときは、第一項の許可を與えないことができる。但し、この場合においては、都道府県知事は、理由を附した書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

第十三條 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、施設内の見易い場所に、省令の定めるところにより、温泉の成分、禁忌症及び入浴又は飲用上の注意を指示しなければならない。

第十四條 厚生大臣は、温泉の公共の利用増進のため、施設の整備及び環境の改善に必要な地域を指定することができる。

第十五條 厚生大臣又は都道府県知事は、前條の規定により指定する地域内において、温泉の公共的利

用増進のため特に必要があると認めるときは、省令の定めるところにより、温泉利用施設の管理者に對して、温泉利用施設又はその管理方法の改善に關し必要な指示をすることができ

第十六條 都道府県知事は、温泉源より温泉を採取する者、又は温泉利用施設の管理者に對して、温泉のゆう出量、温度、成分、利用状況その他必要な事項について報告させることができる。

2 商工局長は、工業用に利用する目的で温泉を採取する者又はその利用施設の管理者に對して、前項の報告をさせることができる。

第十七條 都道府県知事は、必要があると認めるときは、当該官吏に温泉の利用施設に立ち入り、温泉のゆう出量、温度、成分及び利用状況を検査させることができる。

2 商工局長は、必要があると認めるときは、当該官吏に温泉を工業用に利用する施設に對して、前項の立入検査をさせることができる。

3 当該官吏又は吏員が前二項の規定により立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、且つ、關係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第十八條 都道府県知事は、公衆衛生上必要があると認めるときは、温泉源から温泉を採取する者又は温泉利用施設の管理者に對して、第十二條第一項の許可を取り消し、又は温泉の利用の制限若しくは危害予防の措置を命ずることが

できる。

第四章 諮問及び聴聞

第十九條 厚生大臣又は都道府縣知事の諮問に應じ、温泉及びこれに關する行政に關し調査審議させるため、温泉審議會を置く。

2 温泉審議會は、中央温泉審議會及び都道府縣温泉審議會とし、中央温泉審議會は厚生省に、都道府縣温泉審議會は都道府縣に、これを置く。

第二十條 厚生大臣は、第十條の規定による承認を與え、又は第十四條の規定による地域を指定しようとするときは、中央温泉審議會の意見を聞かなければならない。

2 都道府縣知事は、第三條第一項、第四條(第八條第二項)において準用する場合を含む。、第六條(第八條第二項)において準用する場合を含む。、第九條の規定による処分をしようとするときは、都道府縣温泉審議會の意見を聞かなければならない。

第二十一條 都道府縣知事が、第五條(第八條第二項)において準用する場合を含む。、第六條(第八條第二項)において準用する場合を含む。、第九條又は第十八條の規定による処分をしようとするときは、その処分を受くべき者にその処分の理由を通知し、本人又はその代理人の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。

第五章 罰則

第二十二條 第三條第一項又は第八條第一項の規定に違反した者は、これを二年以下の懲役又は一万円

以下の罰金に処する。

2 前項の刑は、情狀により、これを併科することができる。

第二十三條 左の各号の一に該當する者は、これを六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一 第六條(第八條第二項)において準用する場合を含む。、第七條(第八條第二項及び第二十九條第二項)において準用する場合を含む。、第九條又は第十八條の規定による都道府縣知事の命令に従わない者

二 第十二條第一項の規定に違反した者

第二十四條 左の各号の一に該當する者は、これを五千円以下の罰金に処する。

一 第十三條の規定に違反した者

二 第十六條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十七條第一項又は第二項の規定による当該官吏又は吏員の立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

附則

第二十六條 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から、これを施行する。

第二十七條 この法律施行の際、現に從前の命令の規定により、温泉をゆうり出させる目的で土地の掘さ

くの許可を受けてその工事に着手している者は、第三條第一項の許可を受けたものとみなす。

第二十八條 この法律施行の際、現に從前の命令の規定により、温泉のゆうり出の増強若しくはしゅんせつ、の許可又は温泉のゆうり出量を増加させるための動力装置の許可を受けて、その工事に着手している者は、第八條第一項の規定による許可を受けたものとみなす。

第二十九條 昭和二十三年一月一日以後この法律施行までの間に、土地の掘さくをした者又は温泉のゆうり出を増強し、若しくは温泉のゆうり出量を増加させるため動力装置をした者は、この法律施行の日から、三月以内に第三條第一項又は第八條第一項の規定によりその許可の申請をしなければならぬ。

その申請に対して許可の処分があるまでは、第三條第一項又は第八條第一項の許可があつたものとみなす。

2 前項の期間内に許可の申請をせず、又は申請に対して不許可の処分があつたときは、第七條の規定を準用する。

第三十條 この法律施行の際、現に温泉を公共の浴用又は飲用に供している者は、この法律施行の日から三月間は、第十二條第一項の規定に拘わらず、引き続き温泉を公共の浴用又は飲用に供することができる。

2 前項の規定に該當する者は、この法律施行後三月以内に、都道府縣知事にその旨を届け出なければならない。

ならない。

3 前項の届出をした者は、第十二條第一項の許可を受けたものとみなす。

別表

一 温度(温泉源から採取されるとききの温度とする。攝氏二十五度以上)

二 物質(左に掲げるものうち、いづれか一)

物質名

溶解物質(ガス性のものを除く)

遊離炭酸(CO<sub>2</sub>)

リチウムイオン(Li<sup>+</sup>)

ストロンチウムイオン(Sr<sup>2+</sup>)

含有量(キログラム中)

一〇〇〇ミリグラム以上

二五〇ミリグラム以上

一〇ミリグラム以上

五ミリグラム以上

一〇ミリグラム以上

一ミリグラム以上

一ミリグラム以上

一ミリグラム以上

は焼却は、へい、獸取扱場以外の施設又は区域で、これを行つてはならない。但し、都道府県知事が許可した場合はこの限りでない。

2 獸畜の肉、皮、骨、臓器等を原料とする皮革、油脂、にかわ、肥料、飼料その他の物の製造は、化製場以外の施設で、これを行つてはならない。

第三條 へい、獸取扱場又は化製場を設けようとする者は、省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により設けたへい、獸取扱場の施設又は区域を変更しようとする者も、同様とする。

第四條 都道府県知事は、へい、獸取扱場の設置の場所が左の各号の一に該当するとき又はその構造設備が公衆衛生上不適当であると認めるときは、前條の許可を與えないことができる。但し、この場合において、都道府県知事は、理由を附した書面をもつて、その旨を通知しなければならない。

一 人家が密集して居る場所  
二 飲料水が汚染される虞のある場所  
三 その他都道府県知事が公衆衛生上害を生ずる虞のある場所として指定する場所

第五條 へい、獸取扱場の所有者又は管理者は、左に掲げる措置を講じなければならない。

一 へい、獸取扱場の内外は、常に清潔にし、汚物処理を十分にすること。  
二 こん虫の発生の防止及び駆除に努めること。

三 その他都道府県知事が定める衛生上必要な措置。

第六條 都道府県知事は、公衆衛生上の見地から必要があると認めるときは、へい、獸取扱場の所有者又は管理者から必要な報告を求め、又は当該吏員に、へい、獸取扱場に立ち入り、前條の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。

2 前項の規定により当該吏員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第七條 都道府県知事は、へい、獸取扱場の所有者又は管理者が、へい、獸取扱場につき第五條の規定による措置を講じない場合においては、第三條の許可を取り消し、又は期間を定めてその施設の使用の制限若しくは禁止を命ずることができる。

2 都道府県知事が、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ当該管理者に、その処分の原因と認められる違反行為を文書をもつて通知し、当該管理者又はその代理人が公開の聴聞において弁明し、且つ有利な証拠を提出する機会を與えなければならない。

第八條 左の各号の一に該当する者は、これを六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一 第三條（第十一條）において準用する場合を含む。の規定に違反した者  
二 前條（第十一條及び第十二條）において準用する場合を含む。

の規定による命令に違反した者  
第九條 左の各号の一に該当する者は、これを千円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

一 第二條（第十一條及び第十二條）において準用する場合を含む。の規定に違反した者  
二 第六條第一項（第十一條及び第十二條）において準用する場合を含む。の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該吏員の立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、各本條の罰金又は科料を科する。

第十一條 第二條から第七條までの規定は、魚類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を原料として油脂、にかわ、肥料又は飼料その他の物を製造する施設及び獸畜、魚類又は鳥類の肉、皮、骨、臓器等を化製場に供給するために貯蔵する施設にこれを準用する。

第十二條 第五條から第七條までの規定は、警察法（昭和二十二年法律第九十六号）第四十條にいう市及び市街地町村の区域内において獸畜を收容し、又は飼養する施設に、これを準用する。

第十三條 この法律は、昭和二十三年七月十五日から、これを施行する。

第十四條 この法律施行の際、現に

従前の命令の規定により許可を受けて、へい、獸取扱場又は化製場を設けている者は、これを第三條第一項の許可を受けたものとみなす。

第十五條 昭和二十三年一月一日からこの法律施行の日までに、新たにへい、獸取扱場又は化製場を設け、この法律施行の際現にこれを経営している者は、この法律施行の日から二月間は、第三條第一項の規定にかかわらず引き続きこれを経営することができる。

2 前項の規定に該当する者は、この法律施行後二月以内に、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

3 前項の届出をした者は、第三條第一項の許可を受けたものとみなす。

第十六條 屠場法（明治三十九年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一條第二項中「牛、羊、豚及馬」を「牛、山羊、山羊、豚及馬」に改める。  
第二條、第六條、第九條、第十一條及び第十二條中「地方長官（東京府ニ於テハ警視總監）」を「都道府県知事」に改める。

第十四條 削除

社会保険診療報酬支拂基金法案  
社会保険診療報酬支拂基金法  
第一章 總則

第一條 社会保険診療報酬支拂基金（以下基金とす。）は、政府若しくは健康保険組合、国民健康保険を行う市町村、国民健康保険組合若しくは国民健康保険を行う社団法人又は法律で組織された共済組合（以下保険者という。）が健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）又は共済組合に関する法律の規定に基づいてなす療養の給付及びこれに相当する給付の費用について、療養の給付を担当する者又はこれを使用する者（以下診療担当者という。）に対して支拂うべき費用（以下診療報酬という。）の迅速適正な支拂をなし、あわせて診療担当者より提出された診療報酬請求書の審査を行うことをもつて目的とする。

第二條 基金は、これを法人とする。

第三條 基金は、主たる事務所を東京都に、従たる事務所を各都道府県に置く。

2 基金は、前項に定めるものの外、必要の地に従たる事務所の出張所を置くことができる。

第四條 基金の基本金は、百万円とする。

2 前項の基本金のうち、四十万円は、政府がこれを贈出し、六十万円はその他の保険者が、主務大臣の定めるところにより、これを贈出する。

第五條 基金は、定款をもつて、次の事項を規定しなければならぬ。

一 目的

二 名称

三 事務所所在地

四 基本金及び資産に関する事項

五 役員に関する事項

六 業務及びその執行に関する事項

七 各保険者との契約の締結に関する事項

八 会計に関する事項

九 公告の方法

2 定款は、主務大臣の認可を受けて、これを変更することができぬ。

第六條 基金は、政令の定めるところにより、主たる事務所、従たる事務所及びその出張所の所在地において、その事務所又は出張所を管轄する司法事務局又はその出張所に必要な事項を登記しなければならない。

2 前項の規定によつて登記を必要とする事項は、登記した後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第七條 基金には、所得税及び法人税を課さない。

第二章 役員

第八條 基金に役員として、理事長一人、理事八人から十六人まで及び監事四人を置く。

第九條 理事長は、基金を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款の定めるところにより、基金を代表し、理事長を輔佐して基金の業務を掌理し、理事

長に事故があるときには、その職務を代理し、理事長が欠員のときには、その職務を行う。

3 監事は、基金の業務を監査し、財務及び統計に関する報告を徴する。

第十條 理事長は、理事の互選によつて、これを定める。

2 理事は、保険者を代表する者、被保険者を代表する者、診療担当者

を代表する者及び公益を代表する者につき、主務大臣が各々同数を委嘱する。

3 前項の委嘱は、保険者を代表する者、被保険者を代表する者及び診療担当者、それぞれ所属団体の推薦によるものとする。

4 主務大臣が前二項の規定により理事を委嘱しようとするときは、一月を下らない期間を定め、その期間内に、保険者を代表する者、被保険者を代表する者及び診療担当者

を代表する者につき、各々委嘱すべき理事の少くとも二倍の候補者を推薦することを、それぞれ所属団体に求めるものとする。

但し、その期間内に推薦がないときは、前項の規定にかかわらず、主務大臣がこれを委嘱する。

5 前三項の規定は、監事の委嘱についてこれを準用する。

第十一條 基金の従たる事務所に理事八人、その出張所に幹事四人を置く。

2 幹事は、保険者を代表する者、被保険者を代表する者、診療担当者

を代表する者及び公益を代表する者につき、理事長が各々同数を

選任する。

3 理事長が、前項の幹事を選任しようとするときは、前條第三項及び第四項の規定を準用する。

第十二條 前條の幹事のうち、一人を幹事長とする。

2 幹事長は、理事長が、これを選任及び解任するものとする。

3 幹事長は、定款の定めるところにより、従たる事務所及びその出張所の業務に関し、一切の裁判上及び裁判外の行爲をする権限を有する。

第三章 業務

第十三條 基金は、第一條の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 各保険者から、その保険者が、過去三箇月において最高額の費用を要した月の診療報酬の一箇月分に相当する金額の委託を受けること。

二 診療担当者の提出する診療報酬請求書に対して、厚生大臣の定めるところにより算定した金額を支拂ふこと。

三 診療報酬請求書を審査するための委員会を設け、診療担当者の提出する診療報酬請求書を審査すること。

四 前各号の業務に附帯する業務。

2 基金は、前項の業務を行う場合には、定款の定めるところにより、各保険者とそれぞれ契約を締結するものとする。

第十四條 基金は、前條第一項第三号の審査を行うため、従たる事務所及びその出張所ごとに、診療担当者

を代表する者及び保険者を代

表する者のうちから、審査委員各五人以下を委嘱しなければならない。

2 診療担当者を代表する者については前項の委嘱をなそうとするときは、所属団体の推薦によらなければならない。

3 審査の方法に関し必要な事項は、命令をもつて、これを定める。

第四章 会計

第十五條 基金の事業年度は、毎年四月から翌年三月までとする。

第十六條 基金は、毎事業年度末に財産目録及び事業状況報告書を作成し、事業年度経過後二箇月以内

に、これを主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 基金は、前項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、その財産目録及び事業状況報告書を公告し、且つ、これを定款とともに各事務所に備えて置かなければならない。

第十七條 基金は、起債することができない。

第十八條 基金の基本金は、避けることのできない事由によつて、診療報酬の支拂に不足を生じたときの外、これを使用することができない。

第十九條 基金は、各保険者に、その事務の執行に要する費用を、その提出する診療報酬請求書の数を基準として負担させるものとする。

第五章 監督

第二十條 主務大臣は、基金に対して、業務又は財産の状況に関し報告をさせ、又は当該官吏にその業務又は財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させるものとする。

2 主務大臣は、基金の従たる事務所又はその出張所の役員に対する前項の監督権を、その事務所又はその出張所を管轄する都道府県知事に委任することができる。

3 前二項の規定により、当該官吏又は吏員に検査を行わせる場合においては、命令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯させ、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示させなければならない。

第二十一條 主務大臣は、基金の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、定款の変更その他監督上必要な命令をすることができぬ。

2 前條第二項の規定は、前項の場合にこれを準用する。但し、定款の変更については、この限りでない。

第二十二條 主務大臣は、基金の理事長、理事及び監事が、法令若しくは定款又は前條第一項に規定する命令に違反したるときは、これを解任することができる。

第六章 罰則

第二十三條 基金の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、第十五條の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は当該官吏の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、これを一万円以下の罰金に処する。

2 基金の理事長、理事若しくは監事又はその従たる事務所若しくは

その出張所の幹事若しくは幹事が、第十三條に規定されていない業務を、基金の業務として行つたときもまた同様とする。

第二十四條 基金の理事長、理事若しくは監事又はその従たる事務所若しくはその出張所の幹事又は幹事が、この法律又はこの法律に基いて発する命令に違反して、登記をすることを怠り、又は不正の登記をしたときは、五千円以下の過料に処する。

附則  
第二十五條 この法律は、昭和二十三年八月一日から、これを施行する。

第二十六條 政府は、設立委員を命じて、基金の設立に関する事務を処理させる。

第二十七條 設立委員は、定款を作成して、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の認可があつたときは、設立委員は、遅滞なく、基本金全額の醸出を請求しなければならない。

第二十八條 基本金の醸出があつたときは、設立委員は、遅滞なく、その事務を基金の理事長に引き継がなければならない。

2 理事長が前項の事務の引継を受けたときは、理事長、理事及び監事の全員は、遅滞なく設立の登記をしなければならない。

3 基金は、設立の登記をすることによつて成立する。

第二十九條 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一條の地方公共団体は、基金の事業に対し

ては、地方税を課することができない。

○喜多政府委員 たいま議題となりました健康保険法の一部を改正する法律案について、その提案理由を御説明申し上げます。

健康保険法におきましては、従来被保険者の権利義務に関する規定等であつて、法律事項と認められる重要な事項に關して、政令に委任した事項がきわめて多かつたのでありますが、最近の立法の趨勢に鑑みまして、これらの規定を法律に規定いたしますとともに、なおおむね次の点に關しては、実体的な改正をばかつた次第であります。

まず被保険者の標準報酬に關しましては、現在最高五千円の第十七級まで定めていたのでありますが、最近における賃金の上昇に鑑みまして、さらに十級を追加して、八千円を最高と改めるようにいたした次第であります。

次に被保険者の資格に關しまして、今般國、都道府縣及び市町村等に使用される公務員についても、健康保険の被保険者とするようにいたしましたのであります。しかし、これらの公務員のうち、國家公務員に対しては、法律をもつて組織された共済組合がありますから、この共済組合に対しては、健康保険事業の實質的代行を認むることとしたのであります。

次に健康保険の保険医及び保険薬剤師は、従来行政廳の強制指定制をとつていたのでありますが、今般これを改正いたしました。保険医または保険薬剤師となる者の同意を得て、都道府縣知事がこれを指定することとし、指定

を受けた場合には、一定期間保険診療上の講習を経て診療を開始することとし、また一旦保険医または保険薬剤師となつた者も、本人の自由意思によつて辞任し得る途を開いているのであります。

次に保険料に關しましては、政府の管掌する健康保険については、千分の四十とし、特別の場合に、主務大臣が健康保険委員会の意見を聽いて、その一割の範囲内で変更し得ることとし、健康保険組合の場合には、千分の三十一、千分の八十の範囲内で決定して、主務大臣の認可を受けることとしたのであります。

以上のほか、標準報酬の額の引上げに伴ひまして、現金給付の最低保障の額の引上げをはかり、また被扶養者に對する現金給付の額を引上げる等の改正をばかつた次第であります。以上提案理由を御説明申し上げます。次にたゞい議題となりました温泉法案につきましても、提案の理由及び要旨を御説明申し上げます。

都道府縣令はその効力を失つたのであります。しかしながら、温泉はわが國の天然の資源として、きわめて重要なものでありまして、これを保護するとともに、その利用の適正をはかり、一面國民の保健と療養に資すると同時に、他面その國際の利用による外資の獲得に役立てますことは、國家再建上の緊要の要務と存じますので、この際從來の都道府縣令の内容とすることを基礎とし、これを若干補充いたしました。温泉の保護とその利用の適正化に遺憾なきを期するため、この法律案を提出した次第であります。

この法律は、全部で三十箇條でありまして、これを總則、温泉の保護、温泉の利用、諮問及び聽聞並びに罰則の五章にわけて規定しております。

まず總則におきましては、この法律の目的と温泉の定義を規定しているのでありまして、すなわち法律の目的といたしましては、温泉を保護するとともに、その利用の適正をはかりまして、公共の福祉の増進に寄與することにあることを明らかにし、温泉の定義としては、ガスで一定の温度を有する水又は一定の成分を含有しているものを温泉と稱することといたしてあります。

次に第二章におきましては、温泉源を保護するために必要な事項を規定しているのでありまして、温泉の掘鑿、湧出の増進、湧出量増加のための動力装置につきましても、都道府縣知事の許可を受けさせることとし、また温泉を枯涸させるような採取とか、他の温泉を侵害するような採取を防止するため、都道府縣知事は温泉を採取する者

に對し、採取の制限を命ずることができるとしてあります。なおまた温泉を湧出させる以外の目的、たとえば、池、井、溝渠の工事とか、鉱業とかの目的で土地を掘鑿したため、温泉の湧出量、温度または成分に著しい影響を及ぼす場合が考えられますが、かかる場合におきまして、それを放置することが公益上適當でない認めるときは、都道府縣知事は、その影響を阻止するに必要な措置を命ずることができるとしてあります。

第三章におきましては、温泉の利用の適正をはかつて、公共の福祉の増進に寄與せしめるに必要な規定を設けてあります。すなわち温泉を公共の浴用または飲用に供しようとするときは、都道府縣知事の許可を受けさせるとともに、施設内の見やすい所に温泉の成分、禁忌症、入浴または飲用上の注意を掲示させまして、衛生上有害な温泉を、公共の浴用または飲用に供することのないようにいたしますこととはもちろん、その利用を十分合理的にいたしてまいりたいと存じてあります。また厚生大臣は、必要に応じて施設の整備及び環境の改善に必要な地域を指定し、その地域内の温泉利用施設の整備、その管理方法の改善等を指導いたしますことによりまして、温泉の公共的利用の増進を期しているのであります。その他本章におきましては、所要の報告を徴する規定とか、立入検査を行う規定等を設けてあります。

次に第四章におきましては、行政処分を民主的にするため、温泉審議会に對する諮問と公開による聽聞に關して規定してあります。

新憲法の施行により、昨年末これらの

をを受けた場合には、一定期間保険診療上の講習を経て診療を開始することとし、また一旦保険医または保険薬剤師となつた者も、本人の自由意思によつて辞任し得る途を開いているのであります。

行政廳が土地の掘鑿の許可のように利害關係の複雑な行政処分を行いますときは、關係行政廳の官公吏、關係業者、學識経験者をもつて組織した審議會に附議いたすこととするともに、許可の取消しのように、既存の地位を変更し、制限する行政処分を行いますときは、その処分を受ける者に、公開の聴聞において、弁明し、かつ有利な証拠を提出する機会を與えるようにいたしてゐるのであります。

次に第五章は罰則でありまして、最高一年以下の懲役から、最低五千元以下の罰金に至る三段階の規定を設けてゐるのであります。

なお最後に附則におきましては、施行期日と経過規定を設けてゐるのであります。施行期日は審議會の設置その他いろいろ準備が要りますので、公布後三十日を経過した日から施行することにしたしております。また経過規定におきましては、従前の法令における状態は、この法律においても、これをそのまま承認していく建前のもとに規定してゐるのであります。

以上簡單でございますが、温泉法の提案の理由及び要旨を御説明申し上げた次第であります。何とぞ御審議の上、速やかに可決されんことをお願いいたします。

次にただいま議題になりました、へい敷処理場等に関する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。従来、へい敷処理場等の衛生取締りは、各都道府県令によつて行われてきたのであります。昭和二十二年法律第七十三号、日本國憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に關する法律の規定によりまして、これ

らの都道府県令は、その効力を失うに至り、かつ各都道府県令による取締りをもつては、その取締りの対象、方法等が一定してはなかつたため、取締りの徹底と、指導の適正等を十分行うことが困難で、公衆衛生上遺憾の点がありましたので、この際統一のな基準を定めて、これ等の衛生取締りを徹底するため、この法律案を提出した次第であります。

何とぞ御審議の上、速やかに可決せられんことをお願いする次第であります。次にただいま上程いたされた社会保険診療報酬支拂基金法案の提案理由について御説明申し上げます。

健康保険、船員保険、國民健康保険及び法律をもつて組織されている共済組合が、その被保険者等の保険費等について診療を受けた報酬として支拂う費用は、従来各保険者または共済組合から直接支拂つていたところでありましたが、従来の実績に徴しまして、各保険者等から区々に支拂うことは、ややともすればその支拂遅延と診療担当者への請求の煩雑性によつて、とかく円満な保険診療を阻害していたことは、否めない事実と認められていたものであります。これらの通弊を鑑みまして、今般社会保険診療報酬支拂基金を創設いたしまして、従来の支拂方法を改め、その支拂機關を一元化したしまして、円満な保険診療の推進に寄與いたしたと存するものであります。すなわち、社会保険診療報酬支拂基金は、公法人として、主たる事務所を東京都に、従たる事務所を各都道府県に置いて業務を運営するのであります。基金の理事機關として、保険者代表、被保険

者代表、保険医代表及び公益の各代表者をもつて理事に充て、また従たる事務所にも同様な代表者をもつて幹事として、最も民主的な運営に資することとしてゐるのであります。基金の基本金は、百万円といたしまして、そのうち四十万円は政府がこれを譲出することとし、残額は、その他の保険者で繰出すこととしてゐるのであります。基金の業務は、各保険者と契約しまして、保険者が診療担当者に対して支拂う診療報酬の支拂いを代行し、またこれら診療報酬請求書の審査をすることでありまして、このために、基金は、一定の支拂資金として、各保険者から資金の前渡しを受けて、請求のあつた都度、速やかに、かつ診療担当者に一括して支拂いをするものとなるのであります。診療報酬請求書の審査に當りましては、診療担当者及び学識経験者のうちから専門委員を委嘱いたしまして、適正な審査を行うこととしてゐるのであります。これらの業務の執行に要する経費は、各保険者の診療件数に應じまして事務費を徴収してこれに充てることとしてゐるのであります。

以上をもつて提案理由について御説明申し上げますが、何とぞ御審議の上、速やかに御決定あらんことを希望いたします。

○山崎委員長 次にあん摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法に關する特別案を議題といたします。提案者より提案理由の説明を願います。参議院議員 小林勝馬君。

あん摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法に關する特別法案

右成規により審議する。

昭和二十三年六月二十六日

参議院

小林 勝馬 塚本 重蔵  
山下 義信 谷口彌三郎  
草葉 隆圓

参議院議長松平恒雄殿

あん摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法に關する特別法

第一條 都道府県知事は、あん摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法(昭和二十二年法律第二百十七号)

施行の際現に、同法附則第十六條に掲げる法令により、試験を受ける資格を有していた者でやむを得ない理由によりこれを受けることができなかったものに対しては、昭和二十三年十一月三十日まで、試験を行うことができる。

第二條 都道府県知事は、前條の試験に合格した者に対しては、あん摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法第二條の規定にかかわらず、昭和二十三年十二月三十一日まで、それぞれの特許を與えることができる。

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

○小林参議院厚生委員 ただいま議題となりましたあん摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法に關する特別案の提案理由と、この法案の大意について御説明申し上げます。

第一回國會で成立しました、あん摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法の施行によりまして、本年一月一日以後、これらの營業をなす者は、新制中

学を卒業してから公認の学校または講習所にはいり、そこであんまの場合には二年間、はり、きゆう、柔道整復の場合には四年間修業して、初めて受験資格を得、その資格試験に合格した者に対してのみ免許を與えられることになりました。ただ経過措置として同法の附則第十七條におきまして、従来の法令によつて免許を受ける資格のあつた者、すなわち一月一日当時すでに指定の学校または講習所の卒業証明書をもちつていた者、当時までに盲人であんなに修業歴のある者、他の者については四年以上の修業歴のあつた者で、かつ所定の試験に合格していた者に限り、六月三十日までに免許が受けられるように例外が認められたことについては、すでに御承知の通りであります。ところがこの業界の特質とでも言いますところ、この業界には一種の徒弟制度がありまして、所定の二年または四年以上の修業歴をもちながら独立の系統をとらず、なお師匠のもとで修業を続ける者が非常に多く、学校または講習所の生徒の中には、すでに何年かの修業をした上ではいつている者が多いのであります。かつ、これらの人々の中には旧制度の義務教育を免除された者が多かつた等の關係から、当時新しい法律によつて自分達の營業の制度が変ることについて一般に予備知識がなく、自分も所定の修業歴があるから、いつでも試験を受けさえすれば独立できるものだと安心して、黙々と修業を続けていた者が大多数であつたのであります。こういう事情のもとにおいて、新法律は昨年十二月二十日に公布、わづか十日間の猶予期間を経て、今年一月一日

1020

第一類第七号 厚生委員會議録 第二十号 昭和二十三年六月三十日

から施行されることになりました。その間に全国では旧法令による最後の資格試験を一齐に施行したのであります。右のような事情から新法律の施行をさへ知らず、まして最後の試験のあることを全然知らずして遂に受験の機会を失つた者、または知つてはいたが、ただ一回しか行われなかつたために、たまたま病氣等の事故のために受験できなかった者、及び準備不足のため、その試験に合格しなかつた者が全国を通じて、特に田舎においては非常に多数に上るのであります。これらの窮状を訴え、いま一度試験を施行してほしいと懇願する手紙が私の手もとにまいつたものでも千通に近く、また同業の全国連盟には何らかの救済を要望する声が毎日のように絶えないのであります。同じ程度の実力をもちながら、ただ一回の受験の機会を得たか否かによつて、一方には救われた者があり、他方には遂に生計の道さえ絶たれる者のあることは、公平の原理にもとり、また本人にとつてはまことに氣の毒な限りでもあります。この不公平を是正して、同等の実力がある者には同じ資格を與えるために、あらためて受験の機会をつくるのがこの法案を提出した理由であります。

次に法案の大要を御説明いたします。この法案はきわめて簡單であります。第一條におきましては、盲人であんまを営む者については二年以上の修業実歴、その他のあんま、はり、きゆうについては四年以上の修業実歴のある者に対して、都道府県知事は十一月三十日まで旧法令によつて資格試験を行うことを規定し、第二條でその試験に合格した者に対しては、十二月

三十一日までに免許を與えることができる旨を規定したのであります。第一條にありませう「附則第十六條に掲げる法令」とは、あんま、はり、きゆうの營業に關して従來出ておりました内務省令及び厚生省令を指すのであります。この法案がさいわいにして成立しますれば、再試験を行うことになるのであります。再試験が受験資格となる修業実歴の認定については、日本はり、きゆう、マッサージ連盟が適正な統制措置をとつて、証明書の濫発による弊害を防止する予定であります。何とぞ御審議の上御賛成くださるようお願いいたします。

○山崎委員長 次に理容師法特例案を議題といたします。審査にはいりませう前に提案者の提案理由の説明を聴取することにいたします。竹田厚生大臣。

理容師法特例案

第一條 昭和二十三年一月一日において現に、都道府県知事が従前の命令の規定により認可し、又は指定した理容師の養成施設であつて、その卒業により理容師の免許資格を與えられていたものにおいて修業中であつた者は、理容師法〔昭和二十二年法律第二百三十四号〕第三條又は第三條の規定にかかわらず、その養成施設の設定ある教育課程を修了したときは、都道府県知事の免許を受けて理容師になることができる。

は理容師の養成施設において修業中であつた者は、理容師法第二條又は第三條の規定にかかわらず、昭和二十五年六月三十日までに理容師試験又は美容師試験に合格したときは、都道府県知事の免許を受けて理容師になることができ

附則

この法律は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。

○竹田國務大臣 たいだいま議題となりました理容師法特例案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。理容師法が制定せられました結果、同法第二條及び第三條の規定により、学校教育法第四十七條の資格を有しない者、すなわち國民学校高等科卒業以下の者は、都道府県知事の行う理容師試験及び美容師試験の受験資格がないこととなつたのであります。従前から理容師になる目的で徒弟実習中の者には、特例を設けて二年間を限り、受験資格を認める必要があり、かつ都道府県知事の指定した理容師養成施設に現に在學している者に対しては、卒業後の免許資格を附與する必要があると認められますので、この法律案を提出した次第であります。

○山崎委員長 次に恩給法の一部を改正する法律案を議題といたします。審査にはいります。質疑はこれを許します。田中君。

○田中(松)委員 恩給法のことについてはわれわれのところも全国の関係者

からいろいろ陳情請願を受けております。それと同じようなことが政府当局にも行つておると思ひます。いまさらその内容を説明しなくとも、当局者において十分お考えになつておると思ひますが、今まで実はそうしたいけれども、ただ日本の財政が許さないから、とさういふようなお言葉だけで逃げるわけにはいかないような現実

は窮迫した実情になつております。以前からやがて根本的な改正といふことにも触れる機会があるから、さういふようなお言葉も言つておりましたし、あるいは國家公務員法との関連においても考えなければならぬ点もあつたからといふことでもありましたが、私どもはそれを信じております。けれども全國の関係者は今日やはり食うか食えないかといふと、当局にさういふ御意向があるといふことは聞いておりました。さういふことは聞いておりました。さういふことは聞いておりました。さういふことは聞いておりました。

○三橋政府委員 恩給の金額が非常に僅少であるから、この金額の現状を改めて、退職金の制度にして、実のあるものにしてもらいたいといふような御意見なり、また現在の恩給受給者の窮

状につきまして、るる御意見を拜聴しておりました。政府に善処を求められております。これにつきまして、私たちがその都道府県の上の方と協議いたしまして、その善処を求めてきているのであります。今回の國會におきましては、その成案を得まして、実は提出するようになつたと思つて、苦慮いたしておつたのであります。さういふ都合からいたしまして、遂にその運びには至つておらないような次第であります。案をいたしましては、いろいろと検討したものをもちまして、事務的につくつておるのでございませうが、財政の面、あるいは關係當局の了解を受けるというふうなこともありまして、まだこれを國會におきまして明らかにするまでに至らなかつたことは、まことに残念に思つておるところであります。しかし大体の案はできておるのでございませうから、この次の國會までには何とかしたいといふふうに、実は考えているのでございませう。

それならば恩給の金額をどういふ程度に改善するように考えているかといふ御質問であります。それにつきまして、從來の恩給の金額といふのは、退職当時の俸給を基準といたしまして、退職時に相應するところの生活をお営みしめるような金額でなければならぬと思つておられます。恩給法の規定はさういふふうな取扱いになつておつたのであります。御承知の通り昭和二十一年の二月に恩給法の臨時特例を制定いたしましたので、この恩給法に対するところの制限的な規定を設けました。その結果、現在におきましては、恩給制度は名あつて実なき状態

は、退職当時の俸給を基準といたしまして、退職時に相應するところの生活をお営みしめるような金額でなければならぬと思つておられます。恩給法の規定はさういふふうな取扱いになつておつたのであります。御承知の通り昭和二十一年の二月に恩給法の臨時特例を制定いたしましたので、この恩給法に対するところの制限的な規定を設けました。その結果、現在におきましては、恩給制度は名あつて実なき状態

になつてゐるのであります。しかしこの法律はその條文にも明らかなくとくにとりあはずの暫定的な措置としてとられたものであり、当分の間の法律としてつくられたものでありますから、これは速やかに改められなければならないと考へてゐるのであります。ところで先ほどお話のように、國家公務員法もすでに制定せられまして、その中において恩給制度を認められ、恩給制度はどういうものでなければならぬかといふことも明らかになりました。その線に沿つて私たちが考へましたところでは、今申し上げましたように、退職時における俸給を考へまして、それに相應するところの恩給でなければならぬ。そこでそういう見地から考へまして、今の恩給法の臨時條例を全然廢止してしまふというように考へておられます。そして現在の恩給受給者の恩給金額につきましては、今度の新給與に從來の給與が切りかえられる際の、少くとも最も低い金額のところの人がもたらうところの恩給の金額までは引上げたい、こういうふうな考へてゐるのであります。

○田中(松)委員 当局の御苦心のほどはよくわかります。すべてをただいま言明のあつたように、早急に運んでいただくようにお願いしたのであります。その点で、かつてわが國は恩給に國といふような言葉もあつたくらいで、ともすると、何と申しますか、今日の時代から考へると、やらなくともいいような方面に、せいぶん高額の恩給が行つたりしておりましたが、今度の改正にあたりましては、さういふ点に對する是正方、たとへば恩給をもうかうな年限に達したからといつても、本人に別途の収入がたぐさんあるとか、資産をたぐさんもつてゐるとか、さういふ方面にはある程度の制限を加へ、ほんとうにそれなくしては立ち行かないような方面に重点を置く、さういふ点に對する御構想をなされてゐるかどうか。それから恩給の額といふものは退職時における給與額によつてきまると言われましたが、私どもはさういふ物價の変動のひどいときには、いゝゆる一定の基準によるスライド制をできるようにしなければならぬじやないかと思ひますが、さういふ点に對して、あるいはさういふお含みのもとに御意見を述べられたかと思ひますけれども、私の咀嚼が十分でなかつたかと思ひまして、あらためてその点に對する御意見を伺いたいと思ひます。

○三權政府委員 たいまお尋ねの第一の件であります。その点につきましては、從來からこの委員会におきまして各委員の方々からたび々意見が開陳せられたところでございます。その点を十分に考へまして練つておられます。從來からこの委員会各委員から述べられたところは、若し恩給受給者で、ほかに働く能力のある者については、恩給支給について考へたらどうかといふような御意見がありました。この点については十分考へてゐるのであります。この若い者で恩給を受けてゐる者は、從來は陸海軍の軍人に非常に多かつたのであります。陸海軍の軍人の恩給が廢止になりまして今日におきましては、若い人で恩給を受けてゐる者は、若し人外を地、朝鮮、台湾あるいは満州その他におきまして、教職員あるいは検察官等として勤務したもので、引揚げてきた人が大部分であります。さういふやうな人々が大部分でありますから、この若い人の恩給につきましては相當の年齢まで恩給をやらぬ、そのやらない程度を強化するといふやうなことになるかと、さういふ氣の毒な人々の恩給をこの際非常に削減するやうな結果になるのであります。さういふやうな点も考へまして、ただいまのところの私たちの案といつたしましては、大体四十才くらいまでは全然恩給をやらなくともいいじやないか。四十才以下で恩給をもうのはまされでありますから、これは四十才までは恩給をやらなくともいいじやないか。五十才以下のものにつきましては、今申しましたやうな特殊の事情を考へまして、若干の減少、五割程度の減少をする程度に考へたいと思つておられます。それから恩給を受けらるる人で恩給外の所得の相當ある人につきましては、その恩給を停止したらどうかといふ御意見も、たび々この委員会に述べられたところでありまして、ただいま私たちの案として考へておられますところでは、廣く一般の恩給受給者につきましては、一人々々につきまして、恩給外の所得がどれくらいあるかといふことを調査いたしまして、さうしてその恩給外の所得の金額によりまして、恩給をあるいは安く、あるいはその一部を停止するといふことが、實際にその年々にできれば結構なのであります。が、多くの、何万といふ恩給受給者につきまして全部調査を済ませることとは、これは稅務署を通じてしなければならぬ關係上、どうしても技術的にできない關係にあるのであります。ために、ある一定額の恩給を受ける人につきまして人名を指定いたしました。

全國稅務署で調査するのが實際的じやないかと考へます。それはさういふ程度の恩給を受ける者を切るかといふことになりませんが、ただいまのところでは將來一萬五千円くらいの恩給を受けようとする者につきまして、さういふ恩給に考へておられます。一萬五千円の恩給といふのは、さういふやうな点になるかと考へます。ただいまのところ二千九百二十円ベースと考へまして、三級事務官の係長のところでもさう恩給であります。その人たちが相當年數を勤めてやめる場合におきまして、二十年前後勤めて、やめる場合の恩給金額が年額一萬五千円くらいになるじやないかと思ふのであります。さういふやうな恩給を受けらるる人につきまして、今度恩給外の所得を調べて、十五萬円くらい恩給外の所得があれば、その一部を停止するようにいたしたい、さう考へておられます。これにつきましてはまだいろいろと御意見もあるかと思ひますから、その程度をどういふふうにしたらいいかといふことについては、各委員の方々の御意見を實は伺いたいと思つておられます。

○野本委員 恩給の支給に關する問題は時代に合わせて改訂せらるべきであるといふことは、たれも考へておるところであります。私どももいたします。この國會において、われわれが要望してあり、また全國幾十万の方々のために仕事をやつておたつたの毒なる生活をしておる人からのあゝ血の出るやうな要求に對しまして、必ず政府がこたえるところがあるといふことをわれわれは確信しておたつたのであります。不幸にしてこの國會にその方が購せられなかつたといふことは、私どもはまことに遺憾に思つておるわけでありまして。そこで私は厚生大臣にお伺ひしたいのであります。今少くも厚生行政方面について深い關心をもつておられます。厚生委員会のほとんど全員といつてよい人たちは、この問題の適切、合理的な解決に對しまして、非常な熱意をもつておるのであります。従つてもし財源その他の許す範圍において、この問題を議員が取上げ

て、これに対する解決の方策を講じよ  
うとする場合に、政府特に厚生大臣と  
して積極的に協力くださる意思があ  
るかどうか。この点明確にお答えして  
いただきたいのであります。

○竹田國務大臣 野本委員からのお尋  
ねでございますが、事務的な案は相当  
整備されておるようでありまして、相  
当閣議でも問題になつておるのであり  
ます。事務的に法案の整備ができます  
ならば、積極的に協力いたしまして、  
貴意に副うようにいたしたいと思います  
です。

○野本委員 ただいまの非常に御理解  
ある御答弁に對しまして、私は全國の  
恩給受給者並びにそれに対して深い関  
心をもつておる人たちの氣持を忖度い  
たしまして、それらの人に代つて強く  
感謝の意を表します。

○山崎委員 確かに質疑の方ござい  
ませんか。ただいま議題といたしまし  
た恩給法の一部を改正する法律案につ  
きましては、質疑は終了しておると存  
じますので、これを打ち切りたく存じ  
ますが、御異議ございませんか。  
〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○山崎委員 御異議がないようござ  
います。本案は質疑を打ち切ります。

○山崎委員長 次に温泉法案を議題に  
いたしましたして、議事に入ります。小笠  
原委員。

○小笠原委員 温泉法について簡単に  
大臣から答弁を願つておきたいことが  
三点あります。

來温泉の弊害というものは、温泉は慰  
安的な温泉と治療関係の温泉、療養を  
重点としておる方面とあつたのであり  
ます。その温泉の効力の分析算に對し  
ましては、今までは温泉業者自体に任  
せておつたようでありまして、今度も  
またその注文を見ますと、浴場を開  
設するものは、おの／＼分析をして、  
認可を受けるといふやうなことに  
なつておるのであります。これは厚生  
省の方で積極的に温泉の医事効力に對  
して分析をして、この温泉はどういう  
病氣に効力があるというやうなことを  
おやりにならなければ、今度厚生省で  
温泉法を取扱つたことに対して矛盾す  
るやうな感がいたすのであります。そ  
の点の用意あるかどうかということ  
伺いたしたいと思います。

それから第二点は、ただいま法案の  
御説明によりまして、この温泉関係の  
施設は外貨の獲得といふことでもあり  
ます。それは多分に観光施設とよほど関  
連のあることに重点を置いておられる  
だらうと思つておるが、いかに外貨云々  
といふ目的ももたないとしたしまし  
ても、やはり温泉に對する施設が伴わなけ  
れば、外貨の獲得といふことはできな  
いことではあらうかと存じます。

第三点は一般の衛生関係の浴場であ  
りますが、これらも温泉は山岳地帯に  
多分にあるのでありまして、その湧出  
量も相當な量になつてゐる点が多くさ  
らあります。そういう山岳地帯の温泉  
のむだになつてゐることを利用する都  
市がたくさんあるのであります。それ  
が五十キロくらい所まで引張つても  
何ら温度に對する影響のない研究がで  
きてゐるといふことを承つておるので  
あります。この燃料不足のとき、また  
一般浴場の衛生に今日困難を來してお  
ります場合に、そういう方面にそれら  
の施設をなさることにしましたなら  
ば、この燃料関係の緩和や衛生方面の  
施設に對して、温泉地帯附近の都市は  
それによつて救われることが多いと思  
ふのであります。そういうこともお考  
へになつてゐるかどうか。以上三點を  
伺いたしたいと思います。

○竹田國務大臣 小笠原委員の御質問  
は三點であつたと思つておる。第一  
點はさうして厚生省が温泉法を積  
出す以上、温泉の質に對して分析を積  
極的にやつたらどうか、こゝろ御意  
見のうちに承つたのであります。仰せ  
ごとくもございまして、温泉は何  
分近い所にある温泉は別であります  
が、全國に散布しております遠方の温  
泉を東京へもつてまいりますことは、  
その泉質等に變化を來すことが多いそ  
うでありまして、その地方々々の府縣  
應に衛生試験所がありまして、その府  
縣の衛生試験所において分析をした  
よやうにいたしておるのであります。厚  
生省といはしましては、直接積極的に

温泉に出張いたしましたして、その現場で  
分析をいたしますといふことも、考え  
れば考えられないことではないのであり  
まして、多分そういうふうにしたらよ  
いぢやないかと御意見であらうと思  
ひますが、これはよく研究をいたし  
まして、かく温泉法がございまして、厚  
生省が直接温泉方面の利用、厚生、保  
護というやうな面にタッチいたします。  
以上、そこまで乗り出してやるのがほ  
んどやうかと思つておるであります。今日  
ただいまそういう御返事申し  
上げるといふことも御返事申し  
けれども、事務当局ともよく相談いたし  
まして、なるべく御趣旨の線に沿いま  
して、さういふふうに取り扱いたし  
ております。

第二の御質問は外客誘致等に関して  
積極的にどういふことを考へておる  
か、こゝろ御意の御質問であつたよ  
うに思つておる。閣議等におい  
ても外客誘致等についていろいろ議論  
のあつたことは事實でございます。さ  
りながら、小笠原委員御承知の通り、  
今日財源につままして非常に苦心をい  
たしておりますときに、今ただちに外客  
誘致に對して推進を費んでかれこれと  
各省に對して制約をいろいろなことに  
をやりまして、同時に内閣直屬のもの  
とに観光審議委員会を設けて、総合的  
な大きな対策をつくることが必要ぢや  
ないか、こゝろいうやうなことに一應閣  
議で決定をいたしましたのであります。さ  
うな話の結果、内閣直屬の観光審  
議委員会といふものを設けまして、そ  
うして外客誘致に對して、内閣直屬の  
一つの事務当局を設けまして外客誘致  
のこゝろを取扱いますか、あるいは各省  
によつて、その管が木材でないともた

すか、あるいは厚生省がそういう仕事  
をいたしますか、まだ決定しておらぬ  
のであります。白紙の状態を観光審  
議委員会の決定にまつといふことにな  
つておるのであります。厚生省とい  
はしましては、観光審議委員会の審議  
が進みますならば、われ／＼といはし  
ましては、十四條に「温泉の公共的利  
用増進のため、施設の整備及び環境の  
改善に必要な地域を指定することがで  
きる。」こゝろいう條文もございまして、  
われわれとしては、一つの温泉郷と  
いふものを指定したいと思つてお  
ります。なお十五條にありますが、温  
泉利用施設の管理者に對して、温泉利  
用施設—これは療養所とかホテルと  
かいうやうなもの、またその管理方法  
の改善といふやうなこともござい  
まして、保健地帯といふやうなものも設  
けたり、保健地帯といふやうなものも設  
けたりすることを考へておるのであり  
ます。観光審議委員会の審議が進み  
ます場合には、厚生省といはしましては  
相當妥協した建議をいたし  
ましては、外客誘致の面において温泉をい  
かにして利用するかといふことにつ  
きましては、相當積極的な意見を提供いた  
したいと考へておる次第であります。

なお第三の、山岳地帯に相當温泉が  
あつて、その温泉を引湯いたしまし  
て、今日このやうな木材も足りないで  
各浴場が困つておるときに、その温泉  
を利用いたしまして、各浴場に提供し  
たらよいではないかといふ御意見のよ  
うに御意見をいたしましたのであります。仰せ  
はごもつとも存じます。ただ残念な  
ことには、今日温泉の引湯をいたしま  
する資材、これはあるいは温泉の質に  
よつては、その管が木材でないともた

ない、硫黄泉のようなものもあると思  
います。この引湯をいたします資材の  
面におきまして、今日たまたま御意見  
のようにいたしますことができないかど  
うかという点については、多少研究  
を要すると思っております。しかし  
ながら、今日木材等も不足しておりま  
して、浴場が非常に足りない、湯質が  
非常に高い、國民の保健衛生の上にお  
きまして非常な支障を生じております  
場合に、小笠原委員の御意見は非常に  
傾聴に値すべき御意見であると思いま  
すので、その資材の面とらみ合せま  
して、できるだけ限り貴意に副うよう  
に何とか研究いたしたいと思います。

○小笠原委員 第一点の問題、いかに  
も政府の方では全國の数多くの温泉を  
分析研究するということは困難であり  
ましようが、これまで縣に依頼して分  
析した結果が、この温泉へ行つて  
も、皮膚病にもきけば、胃腸病にもき  
く、全部に効果があるようなものばか  
り宣傳しておる。ああいうことではあ  
まり温泉としての權威がなさ過ぎる。  
そこでほんとうに分析して信用のある  
ような程度にしなければならぬ、厚生  
省でこの案を出し、今度この法律によ  
つて衛生方面の取締りを厚生省がしよ  
うということを出発した以上は、その  
点だけは重点を置いて、やはり權威あ  
る分析、調査をして、國民に安心せし  
めることが一番必要だと思つてお尋ね  
したのであります。

それから第二の問題は、いかにも外  
客誘致ということ、今日の財政上政  
府が積極的にできないというふうなこ  
ととわれわれよくわかります。しから  
ば民間でこれに対するとするの施設を  
しよう、こういうことに出た場合には

いかにするか。この法案を出す以上  
は、復興院とかそういう方面との連絡  
があつて、そういうものに対しては優  
先的に許可する方針であるとか何と  
かというふうな考えられるのでお尋ね  
したようなわけでありませう。この点  
も、近いうちに觀光審議会の問題にな  
るでありませうが、かえつて審議會  
とかそういうものができて、一年も二  
年もかかつたりしておつては問題にな  
らぬから、こういう法案を出す以上  
は、何か民間の方の希望があつてそれ  
だけの施設ができるということであり  
ますならば、それを積極的に許可する  
方針であるとか何とかなければ、温泉  
法というものを國民がもちつても何ら  
効果がない、ただ取締られるだけの法  
律であつては、國民の方が積極的に國  
家再建に対して協力しようとしたこと  
がむだということに相なるのじやない  
か。こういうふうな思われる。

それから第三の、一般國民衛生から  
見て、むだになつておる温泉をひつぱ  
つてくるということ、その資材なん  
かは困難じやない。たとえば赤松の丸  
太にしても、これに使うくらいのも  
は、わずかなものがあればできるので  
あります。それが今の燃料の木材の  
數量を比較したならば問題にならぬ。  
ただ政府の方でやるという熱意があ  
れば、各所にたくさんで得るもので  
ありますので、特にこれは御研究を願  
うのであります。温泉法を出  
した。温泉の利用をするということにな  
れば、この点に重点を置かなければな  
らぬと私は考へておるのであります。  
事務當局も、大臣の政治的の方面も、

これはとくと考へなければならぬ大  
きな問題だと考へるのであります。御参  
考までに申し上げて私の質問を終りま  
す。

○竹田國務大臣 第一の点はごもつと  
もであると思ひます。これはひとつ何  
とか研究いたしまして、小笠原委員の  
仰せの通り、この温泉へ行つても胃  
腸にきく、この温泉に行つても脚氣  
にきくということでは、少しく不見識  
であると思ひます。厚生省がかく温泉  
法に乗り出しました以上、必ず何とか  
早速御意見の線に沿つて実行するよう  
に考へてみたいと思ひます。

第二の問題であります。その大綱  
は觀光審議会でできるものでありますけ  
れども、ただいまの厚生省の立場とし  
ましては、民間の希望があれば、そ  
れを私が許可をいたしまして、どしど  
しやつていただくようにしたいと思つ  
ております。これは箱根の國立公園の  
一部であります。御料地の中へも相  
當のホテルの建設を希望してござい  
ます。それは神奈川縣知事も相談をい  
たしまして、許可いたしたいという方  
針で進んでおります。なお外資の導入  
につきましても各方面から私に話があ  
ります。そういう話も非常にいい話だ  
と思ひます。それから、これをよく調べぬ  
といけませんので調べておりますが、よ  
く筋の通つたものはただちに外資の導  
入によつて觀光施設の温泉地帯におけ  
る処理を進めたいと思ひます。

それから第三の問題はよくわかりま  
した。資材も簡単に済むところはどし  
どしそういうふうな方向に進みたいと  
思ひます。

○山崎委員長 それではこれにて一應

休憩にはいりまして、午後一時より再  
開いたします。

午後一時四十五分開議

〔以下筆記〕

○田中委員長代理 これより休憩前に  
引續いて再開いたします。有田二  
郎。

○有田委員 性病予防法案の中「性病  
は、梅毒、りん病、軟性下かん及びそ  
けいりんば肉芽しゆ症をいう」とあり  
ますが、第五性病はこの中に含まれて  
いないのですか。

○濱野政府委員 第五性病はあるので  
はございませんが、あまりに珍らしい病  
氣で、まだ日本には見つからない。と  
りあえず今日日本には見つからない。  
軟性下かん、せけいりんば肉芽し  
ゆ、この四つとしたので、將來日本に  
来るようになつたら追加しようと思  
ひます。

○有田委員 第六條の終りの方に「文  
書をもつて、患者の居住の場所を管轄  
する保健所長を経て、必要な事項を都  
道府縣知事に届け出なければならぬ  
」といふのがありますが、この書式  
は大体どういふような方法でござい  
ますか。

○濱野政府委員 書式は一應きまつて  
おります。何なら後ほどお手許に差上  
げましょう。

○有田委員 第八條は先般福田委員か  
ら質問がありましたが、婚姻をしよう  
とする者は、診断書を交換するよう  
に定めなければならぬ。第九條に  
「妊娠した者は、性病にかかつてい  
るかどうかについで、医師の健康診断を  
受けるようによつて定めなければならぬ

い。』とあります。これは大体福田委員  
の質問の場合に政府委員の答弁を承り  
ましたが、もう一つ私は納得できない  
点がある。これはもちろん強制的では  
ないと思ひますが、こういうことをお書  
きになつたのは、將來何年後にはこれ  
を強制的にもつていこうという予備の  
つもりで、お書きになつたものでござ  
いますか。その点を承りたい。

○濱野政府委員 先般福田委員からお  
尋ねの時に、現状においては、この辺  
で將來段々性病予防の思想が普及徹底  
し、そういう時代が来るとお答え申し上  
げたのですが、今度第九條は參議院に  
おいて「受けるようによつて定められ  
なければならない」というのを「受けな  
なければならない」と修正になりました。し  
かし先般福田委員に申し上げましたよ  
うに設備万端いへない困難がありまし  
て、將來はそうなつて然るべきと思  
ひます。罰則をつけるかつかないかは、  
まだもう少し時日を見なければお答え  
できませんが、もう少し実行して世の  
中の移り行きを見たいと思ひます。

○有田委員 第六條の中に「病氣を  
つしたと認められる者」という項があ  
るが、この「認められる」といふ点にお  
いて、私は多分に人權を蹂躪される可  
能性を認めるのであります。どうい  
うような範圍においてやるか、この「認  
められる」といふことのために、多數  
の者が迷惑するか、あるいは人權を侵  
害するやうなことが起らないかを慮れ  
るが、この点についての答弁を承りた  
い。

○濱野政府委員 お尋ねの第十條、第  
十一條十二條あたりは、たしかに人權  
蹂躪の疑いをもたれる法律で、大体こ

れを施行いたす上につきましても非常  
に注意しなければなりません。第十條  
は第六條におきまして医者が患者を診  
る時に、患者からたれんぐにもらつた  
ないしはたれんぐに移したらしい、こ  
ういふ患者の申出によりまして、その  
人が心配なら手紙をもつて数回にわた  
つて問合せ。そうして、その人が氣  
持よく来て、私ほどくゝの医者に  
かかつておるからといつてくれればそ  
れで事済むのでありまして、さうい  
ふうにできるだけ人權の問題が起らぬ  
ように行きたいと、こう存じておりま  
す。

○有田委員 第十一條、第十二條は濱  
野政府委員の言われたように、人權蹂  
躪のおそれがあるので、ただいまわが  
党の代議士会でも今度の新刑法の中  
で、犯人と思われる者を尋問する時に  
おいて、沈黙の権利を認めておるので  
ありまして、今度の委員会でも採択に  
なりました新刑法の中に、君は沈黙す  
る権利をもつておることを先に犯人に  
言い渡すのださうです。従つて犯人が  
沈黙を守るために犯罪が分らないとい  
うことについて、代議士会においては  
非常な問題になつておるので、今度の  
刑法がさういふ点にまで及んでおるこ  
とを考へ合わせると、今後の性病予防  
法の上において、人權蹂躪のおそれが  
十分にある。たとへばこの法律におい  
て罰金刑が三千円というのがついてい  
るが、三十二條の「左の各号の一に該  
当する者は、これを三千円以下の罰金  
に処する」という項からこの十條の欄  
を取つてはどうか、一應法案はこのま  
ま認めておいて、罰則だけは一定期間  
おいて、後日また第三國會なり第四國  
會に罰則を附するとしても、今日これ

をただちに——自分はたれから病氣を  
もらつたか判然しない場合も出てくる  
と思ふ。さういふことで非常に混亂を  
來たしはしないか、かように思われる  
が、政府のこの点についての答弁のこ  
とく、「病氣をうつしたと認められる」  
という一方的な事によつて基本的人權  
が侵されるという事は、司法委員  
會を昨日通りました今度の新刑法の趣  
旨から見ても、私は大分ほど遠いよう  
に思ふが、御所見を承りたい。

○濱野政府委員 有田委員のお説はま  
つたく仰せの通りでありまして、私達  
もこの点につきましては非常に注意を  
いたしておりますが、大体第十條を置  
きまして第二十五條を加へまして、も  
し本人が違法であると思へば拒むこと  
ができることにしてある。またもう少  
し前の法律でわざ／＼そのことを言  
ひまして、その人が非常に迷惑するこ  
とがあれば、これをまたさういふこと  
ができないような法律を作りまして、同  
時に係の人が書面その他をもちまし  
て、どこまでもさういふ問題の起らぬ  
ように、この法律施行の上におきまし  
ては特に慎重にいたすという意味にお  
いて、封緘がききにやりましたこれを  
やると云うことにして、どこまでも御  
迷惑をかけないやうにきめてありま  
す。

は新憲法の精神から言つてよほど注意  
しなければならぬ。かように考へる、  
この点もやはり三十二條の罰金三千円  
以下と云う條文に該当するわけであり  
ます。特に今度賣春等処罰法案と云う  
のが國會に上程されてまいりまして、  
これと併せ考へまして、賣いん常習の  
疑の者に対しては、往々にして若い警  
察官等が、おもしろ半分にするやうな  
場合も考へられるわけでありまして、こ  
ういつた漠たるもので、人權蹂躪のお  
それなしとは考へられないのである  
が、御所見を承りたい。

○濱野政府委員 ただいまの御指摘の  
通りでありまして、特に第十一條、第  
十二條におきまして、賣いんの常習  
と申しますのは、第六條におきまして  
あの人からもらつてきた、あの人から  
もらつたと、いろ／＼もらつた人が交  
りまして、たくさん人の口から賣い  
んをしていけるという歴たるものを特  
にあげていふので、またそれが一番傳染  
性の性病を治すのでありまして、性病の  
人を連れてきて治療するので、さうい  
う証拠があるものを特にこう申しま  
す。第十條は要するに大体が普通の申  
込でありまして、うつした者、うつさ  
れた者、十一條は特にさういふ賣いん  
常習者に対して法律を設けたのであり  
ます。従つてその取扱は十條、十一條  
であります。ここで言うのは第六條  
において幾人も人が、あの女性から  
もらつたというその女性に対しては、  
第十條によつていろ／＼やるのであり  
ます。さうすればその人はやはり賣い  
ん常習者だ、さういふかつかつをを  
のであります。この問題は非常にデリ  
ケートの問題で、さういふ問題が起ら

ぬように特に注意していきたいと思  
います。

○有田委員 第十二條の中に「都道府  
縣知事は、性病のまん延が著しい場合  
において、その治療及び予防のため、  
性病にかかつておると認めるに足りる  
正当な理由のある者に対し、省令の定  
めるところにより」と云う省令の問題  
であります。これもやはり人權を蹂  
躪する場合は非常に多いので、今まで  
のように公娼といふやうなものがあ  
る場合には、その検査の対象がはつきり  
しておりますが、今日はさういふ者が  
無くなつておるし、さういふ者が法律  
によつて嚴重に禁じられるといふや  
うな時代になりつゝあつて、第三者のそ  
ういつた人の性病を検査することは、  
男の場合もさうでありまして、特に、  
女子の場合においては、よけいにい  
ろんな問題が惹起されるのではないか  
と思ふ。かように考へられるので、女  
子についても十分に考慮してもらいた  
いと思ふのであります。政府としてど  
ういふ御所見でありますか。

て、その対象はさうだといふその許可  
を得て、慎重にやりたいと考へてお  
ります。もつとも私もさういふ考へ  
はさういふ問題が起つた時には、現場  
の方々が率先してやつていただくこと  
を特にお願いしたい、どうして  
徹底的に治すといふことが目的であり  
ます。この十二條はただいままでの経  
験からすれば、年に一遍か二遍か地方  
に起るもので、所轄保健所長等先して  
自分から進んで治療されることを望  
みます。しかしながらさういふ場合も考  
えて特に十二條を加へてあります。

○濱野政府委員 普通一箇年、要する  
に四月から翌年三月三十一日までの会  
計年度といつてあります。

○有田委員 第十六條第三項は「厚生  
大臣の承認を受け、一定の期間を限  
り」といふ言葉がありますが、その一  
定期間とは政府としてはどの程度で  
ありますか。

○有田委員 第十九條「國庫は、第十  
七條各号及び前條の費用に対しては、  
政令の定めるところにより、その二分  
の一を負担する。」第二十條の「國庫は、  
都道府縣の性病の治療及び予防に關す  
る知識の普及のために支出する費用に  
對して、政令の定めるところにより予  
算の範囲内においてその二分の一以内  
を補助する」といふ項がありますが、  
この法案がかりに通過して九月一日か  
ら施行するといふ場合におきまして、  
予算の面はどういふことになつてお  
りますか。

○濱野政府委員 この第十九條の政令  
の定めるところによるといふのは、御  
承知の通り若干の収入がありますか  
ら、収入とか寄附金を指すもので、残  
りの費用に對して二分の一を補助す

る。第二十條の性病の知識の普及に對しては予算の範圍内において二分の一、これをもつて縣の方で予算をこしらえて、縣の財政とにらみ合わせてその上で二分の一差上げる。この予算が全部通ると一億五千万円今年は見込んであるが、先般も申し上げた通り、今年一月から性病治療については毎月千円づつ、一月から三月まで三千万円予算を預貯してこれと同じことを施行している。同時に代用とか官公立の診断所長に對しても心配なくやつていけると思っています。

○有田委員 この法案が通りましたらその後におきまして追加予算を一億五千万円出すというのですか。それとも現状の予算が通過すると一億五千万円が包含されていますか。

○濱野政府委員 追加予算をお願いするつもりでおります。先般申しました若干の治療費は、現在の予算の中に入っているのではありませんか。

○有田委員 大体どの程度入っておりますか。

○濱野政府委員 大体九千万円ばかり入っております。本年三月以來の若干の実績をにらみ合わせて減らしてあります。二十條の方だけ追加予算であります。

○有田委員 第二十二條に「都道府縣知事は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、当該吏員をして、患者又は性病にかかっていると疑うに足りるし正当な理由のある者の住所若しくは居所又はその従業者の場所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。」とあるが患者又は性病にかかっていると疑う」といふのは何をもつて判断されるか、この点

を聴きたいと思う。さらにその項に「立入り」という言葉があるが、この点について御説明を承りたいと思ひます。

○濱野政府委員 第十條、第十一條、第十二條、第十五條であります。これは強制治療、そういう者に対するもので「性病にかかっていると疑う」といふのは、先ほど申しましたように、あの人からもらつてきたと、再三再四かよふなことがあつた場合、そういう人たちがほんとうに治療しているか、いないか、前もつて郵便その他で十分連絡をとり、どうしても中に入る時には、いろいろ聞いて性病者のおる所の現場を把握するといふことが目的で、それを特に法律に盛り込んだのであります。

(田中(公)委員長代理退席、委員長着席)

○有田委員 第二十三條に「その身分を証明する証票を携帯し」といふのがありますが、写真の入つた証票にしていただきたいと思ひます。そうでないと偽の証票を持つた者が出て、いろいろの事態が起る。この点について……。

○濱野政府委員 私たちの原案では写真を入れたいつもりでおつたのであります。写真を入れるように縣に指示いたしますが、たいへん御指示なのであります。同時に本人の身分証明には、二十五條にありますが、君たちも違法であると思つたら警察へ届けるといふことを書いたものを一緒につけまして、そうして身分証明書を示して両方間違いないようにしていきたいと思ひます。写真をはらせるようにいたしましよ。

○有田委員 第二十七條の第二項「賣いんのあつた旋、勧誘又はその場所の提供をした者が、その賣いんをする者に

つき、その者が傳染の虞がある性病にかかつてゐることを、過失によつて知らなかつたときも、また同様」三年以下の懲役又は二万円以下の罰金となつてゐるが、全然知らない者まで処分するといふことはわれわれの知つてゐる範圍内では刑法にないと思ひますか、法律は變つておりますか。

○濱野政府委員 今おつしやつたのは二十七條……。

○有田委員 二十七條です、二十八條の中には「性病にかかつてゐる者が、性交、授乳その他病毒を感染させる虞が著しい行為をしたときは、これを一年以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する」とある。全然知らない者まで処分するやうな例は、新刑法の中にないと思ひますが、この点についてどういふ考えをもつておられますか。

○濱野政府委員 丁度二十七條に出でおります賣いんのあつた旋とか勧誘とかその場所を提供するといふやうな、早く云へば賣いん常習者であるが、こういう人は、自分で身体を護つてもらわなければならぬ。現在は私たちが強制診断しておりますが、これをやめて、そういうことではなく、自分たちで身体を護る、従つて勇氣をもつてなすことがつきりしてゐます。そういう方が病氣の問題を解決することを私たちが望んでおりますが、過失によつて知らなかつたといふことは重大な過失でありまして、起らなかつたと言つても知らなかつたでは困るから、花柳病まん延を防ぐ意味から、特に書き加えたものであります。さう御了承を……。

○有田委員 これは議論をしても盡きないことではあります、ほんとうに知らなかつた者は私は問題にならないと思ひます。過失といふ言葉が入つてゐるが、どう云う解釈をされるか、過失によつて知らなかつた、本人は知つてゐても知らなかつたといふのはおのずから別だが、全然知らない者まで懲役三年、罰金二万円以下といふのは、私は単に花柳病蔓延を防ぐという精神は非常にいいが、しかも私はこの点ばかりにこれを通すとしても、前項と同じように三年以下の懲役、二万円以下の罰金は重きに過ぎると思ひますが、御意見を伺いたい。

○濱野政府委員 有田委員の仰せの通りであります、ほんとうにいろいろの事情によりまして知らなかつた人に対しては、調べられた上に罰せられなかつたといふことがたび／＼起りました。分つておりましたが知らなかつた。といふのを防ぐだけで、この点御了承願ひたいと思ひます。いろいろの事情が分つてくれば、本人は知らないと言ひ張ることがないようにしたいと考えておられます。

○有田委員 これは各党とよく相談して結論を與えたいと思ひますが、この條項は基本的人権を侵害するものと思ひます。しかも、その処分が、知つていた者と同じように三年以下、二万円以下の罰金で前項と同様に扱つてゐる。この点はいずれ各党とよく相談して結論を得たいと思ひます。いずれまた質問もありませんが明日に譲りまして、本日の私の質問を終りたいと思ひます。

案を議題いたしましたして審査に入ります。質疑を許します。山崎委員。

○山崎(進)委員 これはどれから入つてもよろしいですか。

○山崎委員 よろしいです。

○山崎(進)委員 私は國民健康保險法の二部改正法案に對しまして簡単に御質問したいと存じます。いろいろと御伺ひしたい点はあるのでございませうが、時間の關係が許されぬことを非常に遺憾に存じます。まず法案の中でちよつと伺つておきたいことは、いろいろと進歩的になつてきてゐることは私非常に結構と思ひますが、とかくこれが官僚的に、ただ形式に流れないやう、この點國民健康保險審査会であるとか、あるいは社会保険診療報酬算定協議会といふやうなものを、眞に民主的に運営されることを心から希望しておる者でございませう。これからこの國民健康保險法を施行してまいりますにあたりまして、とかくの批判の点がございまして、日に／＼と表微してきてゐることは事実でございませう。これを今回改正して、再出発といつてもいいくらいの状態にある國民健康保險法を十二分に生かしてまいりますために、ほんとうにこの運営を親心をもつてやつていただかなければならぬのではないかと、かように考えておるのでございませう。これを運営するものは非常に大切な役目を引受けておると私は考えております。この仕事に従事する保健婦の待遇でございませうが、現状で政府当局者は定めれりと思つておりますか、今後この問題について相当改正して地位の向上をお考えになつていただけるか、この点について最初にお伺ひしたいのでございませう。

○山崎委員 次に興行場法案、公衆浴場法案、旅館業法案、理容師法特例案、國民健康保險法の一部を改正する法律案、温泉法案、あん摩・はり・きゆう、柔道整復等營業法に関する特例

案を議題いたしましたして審査に入ります。質疑を許します。山崎委員。

○山崎(進)委員 これはどれから入つてもよろしいですか。

○山崎委員 よろしいです。

○山崎(進)委員 私は國民健康保險法の二部改正法案に對しまして簡単に御質問したいと存じます。いろいろと御伺ひしたい点はあるのでございませうが、時間の關係が許されぬことを非常に遺憾に存じます。まず法案の中でちよつと伺つておきたいことは、いろいろと進歩的になつてきてゐることは私非常に結構と思ひますが、とかくこれが官僚的に、ただ形式に流れないやう、この點國民健康保險審査会であるとか、あるいは社会保険診療報酬算定協議会といふやうなものを、眞に民主的に運営されることを心から希望しておる者でございませう。これからこの國民健康保險法を施行してまいりますにあたりまして、とかくの批判の点がございまして、日に／＼と表微してきてゐることは事実でございませう。これを今回改正して、再出発といつてもいいくらいの状態にある國民健康保險法を十二分に生かしてまいりますために、ほんとうにこの運営を親心をもつてやつていただかなければならぬのではないかと、かように考えておるのでございませう。これを運営するものは非常に大切な役目を引受けておると私は考えております。この仕事に従事する保健婦の待遇でございませうが、現状で政府当局者は定めれりと思つておりますか、今後この問題について相当改正して地位の向上をお考えになつていただけるか、この点について最初にお伺ひしたいのでございませう。

○山崎委員 次に興行場法案、公衆浴場法案、旅館業法案、理容師法特例案、國民健康保險法の一部を改正する法律案、温泉法案、あん摩・はり・きゆう、柔道整復等營業法に関する特例

○宮崎政府委員 ただいま山崎委員より御質問がございましたが、國民健康保險の民主化につきましては、お説の通り十分官儀式ならぬように心がけてまいりたいと思ひます。保健婦の待遇につきましては、本年の予算におきましては、二千九百三十円ペースをもつて組んでおります。これが三千七百円になればそれにかえてもう一つも準備しております。

○山崎(道)委員 それから保健婦の給與問題については、政府から補助が出るはずでございますが、これはどうなつておりますか。

○宮崎政府委員 政府からは俸給旅費の三分の一を補助しております。

○山崎(道)委員 これは保健婦のものであるというふうに指示しておいでになつておりますが、私のところへいろいろ保健婦から陳情が来ておりまして、政府の補助金がほとんど事務の費用に充てられたり、赤字補填に充てられたりして、保健婦さんの手に渡つておられないのでございます。これに對してどういふ方法で支給しておるか、これは運営の面において監査の面はどのようにしてしておりますか。

○宮崎政府委員 従來の問題といひますと、昨年の予算におきましては千八百円ペースで組んでおりました。三分の一、六百円を補助しております。そういう場合におきまして組合が三分の二でありまして千二百円を出して、これに對して國があとの六百円を加えて千八百円にする、こういう工合に指示しております。ところが中には今山崎さんの耳に達したように、千八百円出すべきところを千四百円くらいしか出さないで、そうして六百円を政府からもらつ

ておりながら、事務費の方に廻されるというふうな所があるかも知れませぬ。そういう点につきましては表面監督してはおりますが、まだ手ぬかりの点があつたと思ひます。本改正後におきましては、嚴重に監督して御趣旨に副うようにいたしたいと思ひます。

○山崎(道)委員 とかく末端に働く者が酬いられないのが今の世の中でございます。保健婦等もこのために現在まだ百二十円の所もござります。お話にならない状態でございます。私はこのために保健婦が續々職を離れて、他方に参りますと運営上非常な危機に面しておる所もたくさんござります。具体的な場所を指示と言われれば、私お示ししてもいいくらいでございます。ので、どうぞ今後監督の面におきまして十分に注意されんことを心から希望いたしておきます。第八條の中に「保險者は被保險者の疾病又は負傷に關しては療養の給付、分晩に關しては助産の給付、死亡に關しては葬祭の給付をなす。但し、特別の事由ある保險者は助産の給付又は葬祭の給付をなさざることを得」とござりますが、特別の事由とはどういふことでございますか、お伺いたします。

○宮崎政府委員 第八條の二の問題と思ひますが、原則はこういうふうに疾病負傷に對しては、療養の給付、分晩に關しては助産の給付、死亡に關しては葬祭の給付、こういうことになつてゐるのでござりますが、組合の財政の都合によりましては、助産の給付、葬祭の給付につきましては任意でもいゝといふことござりまして、療養、傷病に對しての方を優先的に考えまして、財政がどうしても許さない場合に

は、今申し上げました但書の條項についてやらぬでも宜しいといふことござります。

○山崎(道)委員 それではそういう給付のできない組合では、こうしたものを掲げないことに指示なさつておりますか。

○宮崎政府委員 最初組合で規約を作つて知事の認可を受け、その際になるべく全部やることに努めてゐるのでござりますが、なか／＼村の都合等によりましてできない場合は、規約を承認する場合がございます。

○山崎(道)委員 私は近く社会保険法が制定されることを期待しておりますので、いろいろ不満の点や不備な点も見出すが、社会保険法の実現を期するといふことを條件としたしましてこの法案に賛成いたしたいと存じます。同時に、いま一つ温泉法とからみ合ふことになるのでござりますが、これは國民の健康保險法と申します以上は、疾病から予防へ行きたいと思ひます。ところが従來温泉といふものが、一部特權階級のために存するようになり勝ちでございます。さきほどの御質問の中

に、観光政策としての温泉に対する政府の心構への御質問がござりました。これも私一應御質問がござりましたが、これも私一應御もつとも存じます。しかし私は新憲法下におきまして、日本も勤勞國家として生きていく。つまり國民はすべて勤勞の權利を有し義務を負ふ、この精神に則つて日本の再建をいたさうとしたしております。今日、できますれば温泉を大衆のもの、國民の温泉として掲げていきたいと存じます。つまり温泉は決して贅沢な場所ではなく、どこに行きまして病後

の療養をいたしますと同時に、健康の泉となるべき場所にした。つまり私のお申しますのは、この國民健康法に次ぐ法規として施行にあたりましては、やはりこの組合の事業の一部として温泉施設を利用することのできるように、つまりデンマークのごとく、働く農民自身が週末旅行にはそうした所へ行つて、家族こそつて楽しい日を送ることができ。これによつて今までの働くことの苦勞を忘れ、明日の労働力を回復するといふ施設としての温泉がほしいと存じております。つまりこの健康保險法の中に、私はこういうことを希望するのでござりますが、このうしたことに對しての御留意があるや否や、將來厚生省といたしましては、温泉はこの法律でやることについて、一部分お考え直しを願うように私は考へてゐるのでござります。従いまして今日の程度に行われてゐるか、それに対してどういふ考へであるかといふことを私はお伺ひしたい。

○宮崎政府委員 ただいま山崎委員から國民健康保險法に關連して御質問がござりましたが、健康保險法と併せて答弁いたします。國民健康保險法におきましては、山崎さんが仰せはなりませんが、温泉療養につきましては、その程度は少いが、今日におきましては石川縣と長野縣、群馬縣におきまして温泉の療養をいたしております。殊に石川縣の片山津温泉は、この温泉を患者の治療に利用したいと云うことを目下研究してござりまして、健康保險におきましてはつとに山崎委員のお考のようなことを考へまして、十年ほど前から温泉の保養所を設けまして、それには病人といふよりも病氣の癒つた人、ある

いは虚弱なる人のために保養所を設けておりました。政府の管掌する府縣におきましては二十六箇所、組合の管掌する府縣におきましては六十箇所、本年二月末現在におきまして政府の管掌する府縣におきましては四千九百八十八件、組合の管掌する府縣におきましては一万五千人の方々が、この温泉の療養所を利用いたしておるのでござります。殊に箱根の湯元におきましては十箇所もござりまして、労働者の人達が嬉々としてこれを利用してござります。おついでがござります。たらごらんを願ひたいと思ひます。

○山崎(道)委員 たいへん結構なお話を伺ひましたが、まだ労働者の救から見れば、微々たるものと思ひます。それで私は是非病後の者や一部の者でなく、國民全般の上に拡げてまいりたいのが念願でございます。静岡縣長岡温泉で湯の家がござりまして、これは養老院でござりまして、養老院といへば非常に暗いかげがついてまわつておりましたが、これをこの後明るい、殊にこうした社会制度の下においては、老いてからみじめな人が沢山出てまいりますが、國民は安心して老後を養へるような施設がほしいと考へておりました。現在長岡温泉の一部には湯の家を拵えて二十人ばかりの養老さんを入れておられます。これは非常に結果が宜しく、私はこうした面から考へて、黙々と働いてゐる労働者、農民、殊に農家の諸君が、供出でも終つたならばはつと一息、親子夫婦連れで一週間保養に行くことができたならば、何の夢もない現在の世の中に、それだけ明るく人心を導いていくといふことを考へまして、この際特別にお願いした次第で

は、今申し上げました但書の條項についてやらぬでも宜しいといふことござります。

○山崎(道)委員 それではそういう給付のできない組合では、こうしたものを掲げないことに指示なさつておりますか。

○宮崎政府委員 最初組合で規約を作つて知事の認可を受け、その際になるべく全部やることに努めてゐるのでござりますが、なか／＼村の都合等によりましてできない場合は、規約を承認する場合がございます。

○山崎(道)委員 私は近く社会保険法が制定されることを期待しておりますので、いろいろ不満の点や不備な点も見出すが、社会保険法の実現を期するといふことを條件としたしましてこの法案に賛成いたしたいと存じます。同時に、いま一つ温泉法とからみ合ふことになるのでござりますが、これは國民の健康保險法と申します以上は、疾病から予防へ行きたいと思ひます。ところが従來温泉といふものが、一部特權階級のために存するようになり勝ちでございます。さきほどの御質問の中に、観光政策としての温泉に対する政府の心構への御質問がござりました。これも私一應御質問がござりましたが、これも私一應御もつとも存じます。しかし私は新憲法下におきまして、日本も勤勞國家として生きていく。つまり國民はすべて勤勞の權利を有し義務を負ふ、この精神に則つて日本の再建をいたさうとしたしております。今日、できますれば温泉を大衆のもの、國民の温泉として掲げていきたいと存じます。つまり温泉は決して贅沢な場所ではなく、どこに行きまして病後

の療養をいたしますと同時に、健康の泉となるべき場所にした。つまり私のお申しますのは、この國民健康法に次ぐ法規として施行にあたりましては、やはりこの組合の事業の一部として温泉施設を利用することのできるように、つまりデンマークのごとく、働く農民自身が週末旅行にはそうした所へ行つて、家族こそつて楽しい日を送ることができ。これによつて今までの働くことの苦勞を忘れ、明日の労働力を回復するといふ施設としての温泉がほしいと存じております。つまりこの健康保險法の中に、私はこういうことを希望するのでござりますが、このうしたことに對しての御留意があるや否や、將來厚生省といたしましては、温泉はこの法律でやることについて、一部分お考え直しを願うように私は考へてゐるのでござります。従いまして今日の程度に行われてゐるか、それに対してどういふ考へであるかといふことを私はお伺ひしたい。

○宮崎政府委員 ただいま山崎委員から國民健康保險法に關連して御質問がござりましたが、健康保險法と併せて答弁いたします。國民健康保險法におきましては、山崎さんが仰せはなりませんが、温泉療養につきましては、その程度は少いが、今日におきましては石川縣と長野縣、群馬縣におきまして温泉の療養をいたしております。殊に石川縣の片山津温泉は、この温泉を患者の治療に利用したいと云うことを目下研究してござりまして、健康保險におきましてはつとに山崎委員のお考のようなことを考へまして、十年ほど前から温泉の保養所を設けまして、それには病人といふよりも病氣の癒つた人、ある

いは虚弱なる人のために保養所を設けておりました。政府の管掌する府縣におきましては二十六箇所、組合の管掌する府縣におきましては六十箇所、本年二月末現在におきまして政府の管掌する府縣におきましては四千九百八十八件、組合の管掌する府縣におきましては一万五千人の方々が、この温泉の療養所を利用いたしておるのでござります。殊に箱根の湯元におきましては十箇所もござりまして、労働者の人達が嬉々としてこれを利用してござります。おついでがござります。たらごらんを願ひたいと思ひます。

○山崎(道)委員 たいへん結構なお話を伺ひましたが、まだ労働者の救から見れば、微々たるものと思ひます。それで私は是非病後の者や一部の者でなく、國民全般の上に拡げてまいりたいのが念願でございます。静岡縣長岡温泉で湯の家がござりまして、これは養老院でござりまして、養老院といへば非常に暗いかげがついてまわつておりましたが、これをこの後明るい、殊にこうした社会制度の下においては、老いてからみじめな人が沢山出てまいりますが、國民は安心して老後を養へるような施設がほしいと考へておりました。現在長岡温泉の一部には湯の家を拵えて二十人ばかりの養老さんを入れておられます。これは非常に結果が宜しく、私はこうした面から考へて、黙々と働いてゐる労働者、農民、殊に農家の諸君が、供出でも終つたならばはつと一息、親子夫婦連れで一週間保養に行くことができたならば、何の夢もない現在の世の中に、それだけ明るく人心を導いていくといふことを考へまして、この際特別にお願いした次第で

さいます。さきほど申しましたように、今日非常に繁雑に、やれ社会何とかだとか、国民保険法だとか、健康保険法だとか、船員保険、失業保険とたくさんございまして、私たち自身憶えるのに忙しくらいでございまして、どうぞ一日も早くこれが社会保障制度としてお心に含められることを、心から希望いたして私の質問を終わります。

○野本委員 きわめて簡単に二三質問いたします。第一の点は公衆浴場に関する問題であります。私どもの考えるに入浴というものは日本人の生活の上におきまして、きわめて大切なことでありまして、私どもは入浴することによりまして一日の疲労を回復し、また慰安を求め、翌日の再生産力が増強する点から考えても、きわめて大事なことであります。従つて浴場に配電され、それが立派に運営されるというところは、国民生活の上におきましてきわめて重大なことと思つて、そこで浴場経営の問題について考えますと、最近の状態におきまして一番経営上困難するのは、私どもの見聞する限りにおきましては、電力あるいはその他薪炭燃料の問題でございまして、浴場の経営も一番の問題は燃料でありまして、従来どのように取扱われていたか、また今後それに対してどういうふうにお考えになつていらっしゃるか、この点をお伺いしたい。

○三木政府委員 公衆浴場の問題につきましては、これが国民生活になくてはならぬものだという点については、まったく御同感でございます。それにつきまして私どもといたしましては、御

指摘になりました燃料の問題が一番重要な問題であるので、石炭、電気等燃料配給の面についても努力いたしておりますが、これをもつて十分なりとは言いがたいので、いろいろ相当努力しておるのであります。まず数字でもつて御説明申し上げますと、二十二年十一月、三月二千二百五十トン、これは一月、三月二千二百五十トン、これは石炭についてであります。十二月、一万七千三百トン、二十三年一月、一万九千五百トン、二月一万四千六百トン、三月には一万三千百トンというような石炭の特配をいたしているものでありまして、電気につきましても特別配給、あるいは深夜の配電ということも分けてもらつて、それ、配給してあります。御存知のような電力事情で一定の電力を供給するわけにも参りませんので、その都度分けてもらつて配給している、こういう事情でありまして、主として西日本には石炭、東日本に電気を余計に配るといふような方針をやつておるのでございまして、なお、付け加えて申し上げますが、かまの能率という問題も燃料の消費に関係するので、鉄板等もらつて能率をよくすることに努力している次第でございます。

○野本委員 いろいろ苦心されておることが分つて私どもとしては敬意を表したいと思つて、なお、今後も予想される熱源、燃料の問題が相当困難であらうと思つて、さきほど申し上げました大衆の間の公衆浴場の経営上、燃料に対してはこれが支障を起すことのないように、最善の御配慮を希望いたしましてこの点に関する質問を終わります。

次にもう一つ伺いたいのは、第四條の規定を見ますと「傳染性の疾患の者と認められ、または他の入浴者の入浴に支障を興えるおそれのある精神病者と認められる者に対しては、その入浴を拒まなければならない」という規定がありまして、そこで泥酔している者であるとか、あるいは浴場における不穩なる言動をするような者については、この規定では取締られないように考へるが、どうでございませうか。

○三木政府委員 御指摘になりましたごとく、第四條におきましては粗暴な言動があつた者、泥酔者は入浴せしむることを取締ることができないことになつております。それは軽犯罪法によりましてそれらの規定がございまして、それぞれに離りました次第でございます。

○野本委員 次にこれは去年の冬でございまして、東京に現われました一つの現象をいたしました。入浴料の値上げ問題に関連して、全市の浴場経営者が一齊に休業いたしましたことがございまして、私はあの時にこれはきわめて苦しいことと思つておつたのであります。ああいうような休業に対する当局の御見解と申しますか、どうでありますか。この点今後かかる場合が起つたときどういたしますか。

○三木政府委員 御指摘になりましたような事件は、まことに遺憾な点でございまして、私どもといたしましては、公衆衛生の目的から重要なものと考えておるわけでありまして、この法律案におきましても、公衆衛生上の措置ということが非常に重要な問題で、そのためにいろいろ規定もある次第でございまして、もしも東京都内における浴場全般にわたつて、休業する場合には公衆衛生上に興える弊害は非常に甚大でございまして、従いましてさうな場合は十分に公衆浴場組合の幹部と協議を遂げて、かようなことのないようにいたしたいと存じます。さうな場合に罰則を規定しないのは、公衆浴場の営業として経営しておるので、社会の通念をいたしまして、自ら商賣をやめるといふことを頑張ることは、常識としてあり得ないのであります。か、主として指導上の問題としてやつていきたい、かように考えております。

○野本委員 公衆浴場の経営者に対して、浴場の公益性あるいは公衆の福祉に深い関係のあることにつきまして、ただいま御答弁のありましたように、行政指導の面において浴場経営者と話し合ひまして、かかる問題の再び発生することのないように、十分の御指導を希望いたします。

最後にもう一つお伺いしたいのは、温泉に関する点であります。さきほど申し上げたようにこの点に触れた質問がほとんどあつたわけですが、温泉をめぐる争が起り、いろいろめんどろな問題があるのも事実であります。それから温泉の特性といつたものが、明確に入浴者に理解されていないのも事実であると思つて、そこで私が伺いたいのは、この温泉地帯にどの程度の温泉の源があるか、またどういふ性質をもつて、どういふものに適當であるかという点について、温泉に対する総合的な、科学的な研究を進めていく必要があるかと思つて、これらについてのお考えを兼ねてお伺いしたい。

○三木政府委員 御指摘になりました各種の紛争の原因としては、温泉源、それを明確ならしめ、かつ、その出てくる温泉を分析して、その薬理的の規格を明かにする必要があるという御意見には賛成であります。わが國におきましては、御存じのように何しろ稀な温泉地帯でありまして、到る処に湧き出ているような次第で、これに対する研究機関も不十分であるというわけであつて、温泉について科学的なメスを加へることが困難であります。しかしながら地質学会あるいはこれら総合的の仕事をやつて温泉協会で、すでにさういふ研究を始め、今日もやつておるわけで、さういふ方面と十分連絡して温泉経営の問題、地下に埋藏せられておる温泉源の問題について、十分研究していきたい。それを行政の上で運用していきたいと考えております。なお、それらの温泉の性質の問題、薬理的作用については、これまでこのたびの法律におきましても考へておるのであります。許可にあたりましてはそれらの温泉を科学的に分析すること、これはあるいは地方の側でやるということも規定してあるので、そこで十分分析して、どういふ性質があるかという点を明かにしたいと思つて、なお、午前の委員会でも御指摘があつたのであります。万病にきくがごときことは適當でないという御意見で、私もまったくさういふ存ずるもので、わが國においても温泉治療学というものが、各地の大学の附属施設で研究するといふわけであります。温泉地質学も相当進歩して、従来地中から湧いて出ます温かい水がきくのであるといつたような時代ではない。そのき

き目を顕微鏡下に見ることもできると  
いう研究もたくさんできている。そう  
いう研究の上に立ちまわして、その薬事  
的な使命を明かにし、従来のごとく驚  
が傷いた脚を洗つていたから癒るであ  
ろうというようなことのない、文化的  
な、科学的な温泉の薬事作用、かよう  
な方面にもつていつて国民生活の上に  
結びつけていきたいと考えている次第  
でございます。

○山崎委員長 次に齋藤見君。

○齋藤委員 私はこの温泉法について  
お聞きしたいが、たゞい、ま野本委員か  
ら質問がありました通り、日本は非常  
に温泉源に富んでいる。この温泉の利用  
についてもいろいろあると思うので、  
今後とも温泉利用についてぜひ科学的  
な方面を考えていきたいと要望しま  
す。それと同時に温泉を保護するとい  
う意味において、日本が温泉をもつて  
いるのは、これはやはり活火山という  
火山脈によるのでありまして、そうい  
う立場から、私の地方へ参りますれば  
炭鉱地帯において温泉が多量に湧出す  
る。温泉を掘る意志ではなかつたが、  
温泉が多量に湧出す。しかし炭鉱の  
ためにかつて温泉掘鑿権をもつておる  
人も、全然温泉を利用することができ  
ない。そこで炭鉱も重大なる増産の中  
心でありますけれども、しかしまた温  
泉が公衆のためにも、あるいは療養の  
ためにも必須であるにかかわらず、す  
べてが犠牲にされる。私どもの地方は  
常盤炭鉱地方であります。温泉業者  
と炭鉱業者はいろいろの紛争が、永年  
にわたつてある。私どもはこの問  
題につきまして、温泉法が作られて温  
泉が完全に保護されるということであ  
りましたならば、このように國家の政

策においては重大なる面には立つてい  
るが、しかし温泉を保護する見地から  
見て、今後温泉を掘る意思がなくて  
温泉が湧き出した。しかしそれは温泉  
の権利をもつていない人が全然利用でき  
ない立場になつてゐる。こういう時に  
おいて、いかなる処置をとるか、今後  
重大なる問題として、政府の所見を聴  
きたいと思ひます。

○三木政府委員 たゞいま御指摘にな  
りました問題は、掘る意思がなくて温  
泉が出たという場合において、政府の  
措置はどうかというのでありませう  
が、たとへば電柱を立てる時に、図ら  
ずも温泉が出たという場合、もつと一  
般的に申すと、たとへば炭鉱等の問題  
において、この炭鉱を掘り続けるこ  
とが公益としていいか、それともそれ  
をやめて温泉を湧出せしめた方が、公  
益上有益であるかという観点に立つて  
処理していく。こういう考えでありま  
して、たとへば炭鉱の場合におきまし  
ては商工局長と縣知事が協議する、こ  
ういう風によつていきたい。いづれを  
重しとするかについて、最も適切にや  
つていきたいと考えている次第でござ  
います。

○齋藤委員 もちろんそういう場合に  
おいては、いろいろ縣並に商工省との  
協議がありませう。もしも炭鉱内に湧  
き出した場合に、さきに温泉の権利を  
もつていた者に対して、その方面に仕  
向けるという立場の時に、炭鉱は何ら  
それに應じない。しかし実際の湧出量  
は相当にあるというので紛争が起る  
場合もある。いわゆる炭鉱のために犠  
牲になるか、あるいは両方とも利用で  
きるという場合もあるが、それがお互  
にただ権利のみを考えましたならば、

○齋藤委員 なお、この炭鉱を保護す  
る立場から言ひまして、これらの問題  
は實際的に重大な権利で、温泉の生命  
に関するものでありまして、どうかこ  
うしたことは今後ともひとつ御検討を  
願ひたい。單に温泉を利用するだけ  
なく、それ以外の重大なる問題を起す  
ことも往々あるから、今後とも御検討  
をお願いしまして、そうして温泉が利用さ  
れるようにしたい。永い間にわたる温  
泉が、その町村の生命を断つことも考  
えられませうので、これをよく検討し  
みなければ、一概に優劣は決せられな  
いと思ふ。なお聴きたい点は、第七  
條におきまして、もしも温泉を掘鑿し  
た場合に、温泉が湧き出なかつた。そ  
うしてその場合は原状回復を命ずるこ  
とができるということになつてゐる  
が、もし完全な回復がされないで相当  
に土地が荒廃したという場合に対  
して、補償の制度はないか、これをお聴  
きしたい。

○三木政府委員 お伺ひしますが補償  
と申しますのは、都道府縣が補償する  
のですか。それとも十分に原状回復が  
できなかつたから申し訳ないというの  
でその人が補償するという意味です  
か。

○齋藤委員 都道府縣知事が原状の回  
復を命じて原状の回復をしない。そ  
の土地が荒廃したという時に、補償の  
制度を一應考えたかどうか。

○三木政府委員 その場合は私法上の  
規定によつてこれを行うつもりでござ  
います。

○齋藤委員 最後に温泉審議会の件で  
あります。この温泉審議会のことはさ  
きに質問があつたかもしれませんが、  
温泉審議会の内容構構につきまして、  
一應お聞きしたいと思ひます。

○三木政府委員 温泉審議会第二十條  
にあるように中央及び地方におきま  
して、厚生大臣が第十條の規定によつ  
て承認を與え、または重要な問題につ  
いて審議するということになつてゐる  
ので、この構成メンバーは中央温泉  
審議会又は都道府縣温泉審議会とし  
委員及び臨時委員は、行政廳の官吏また  
は吏員、温泉に関する事業に従事する  
もの、及び学識経験ある者の中から、  
中央におきましては厚生大臣の申し出  
により内閣において命じ、都道府縣に  
あつては、都道府縣知事がこれを命ず  
るといふことになつてゐるのでござ  
います。

○齋藤委員 温泉審議会が今後できま  
して、温泉に関する学識経験者によつ  
て温泉の利用、温泉のいろいろの問題  
について審議されることは、特殊な人  
のみでなく、温泉が一般に開放され  
て、一般の温泉として審議されるとい  
うことを希望します。さきほども言  
われましたが、温泉が特殊な権利者のみ  
に奪われる。たとへばさきに掘鑿権を  
もつてゐる者が権利を主張するため  
に、新しい温泉の場所において實際  
に利用したいと思ひましても、利用で  
きない、設備があつても利用されな  
い、こういう事も考えられます。温泉

が大眾のために開放されて、十分に日  
本において、無限の温泉が利用される  
ことは日本の特権であるから、特に御  
考慮を願ひたいと思ひます。

○山崎委員長 武田委員。

○武田委員 たゞいですが、公衆浴  
場の問題について簡単に質問いたしま  
す。公衆浴場は公衆衛生の立場から、  
これはできるだけ完全なものとしての  
設置について法案が定められたのでご  
ざいませうが、それにつきまして消極  
的な保健衛生の立場からはここに認め  
られますけれども、現在の措置で浴場  
が、たとへばここにありますように、  
傳染性の疾病にかつてゐる場合には  
入浴をこぼさなければならぬのでご  
ざいます。しかしそれが認められない  
ような場合、たとへば花柳病のよう  
なときに、それを認めることができない  
で入浴させました場合に、これが傳染  
するおそれ、しばしばあると聞いて  
おります。そういうことについてお考  
えを承りたい。

○三木政府委員 御指摘になりました  
ことは從來まれにはございませう。この  
法律案におきましては、いわゆる浴場  
内における公衆衛生上の措置として、  
浴場の温度を下げないような措置をす  
る。さような点に努力をしまつて  
おるのであります。

○武田委員 そういたしますと、ただ  
それだけで積極的な措置を講ぜられて  
おりませぬですか、この法案の性質  
として……。

○三木政府委員 性病等の場合につ  
いては、性病予防法というものがござ  
います。それらの特別法によつて、処  
理していく次第です。

○武田委員 私は実はこの間、ある國

民学校の児童が集團で旅行をした時に、ある温泉に参りまして、多くの者が淋病にかかったという事を聞いたのですが、そういう場合には、やはりこれはもちろん第四條に該当しないと見ていいのでございませうか。こういうことは現在の状態に置いたならば、しばしば起りはないですか。あるいは花柳街近くの浴場等では、こういう恐れがあまりありませんか。これをそのまま差し置いて差支えありませんか。

○三木政府委員 業態者の入浴等につきましては特別の考慮を拂う次第でございまして、この公衆浴場は一般の場合でございませう。さう御了解願います。

○武田委員 この第二條にあります浴場の設置の場所という制限は、どんなふうにお考えになつておられますか。

○三木政府委員 公衆衛生上の見地から、公衆浴場の設置の場所または構造の設備を考へまして許可するので、設置の場所については、当然公衆衛生の立場から、一方に偏在して一方に一つもないという事は不適当でございませうから、そういう面からいゆる適正な場所という面についても充分注意していきたい。かように考へておられますか。

○武田委員 もう少し立ち回りをしまして、適正配置については距離等の制限はお考えになりませんか。

○三木政府委員 従来の地方命令におきましては、距離が百二十間以上というふうな規定がございませうが、これはいゆる公衆衛生の見地からいゆることのあるから、現地の実情によつて考へていきたい。かように存じております。

○武田委員 この公衆浴場をこの法律

の下に行われませう場合に、公衆衛生の立場から言いますと消極的なものだという感じがいたします。殊に今のうちに一般家庭においては家庭内で入浴することができず、赤ん坊を連れていつてそのまま家庭につれて帰るのですから、何とかそこに簡単な、目や口等を消毒するような設備をするとか、あるいは法律として規定はできなくとも、施行令の中には消毒薬というふうなものを入れた中に入れるようにいたしました。現在日本の浴場は世界にも少いような状態であるが、浴槽の中にどの程度の病菌があるか、はたしてこれが傳染の恐れがないものかということについて、今までに調査ができておりましたならば、ある程度安心して浴場に行けるかどうか承りたいと存じます。

○三木政府委員 御指摘になりました小児等にたいする特殊な設備については便法がありまして、たとへば子供用の浴槽を設けるといふことは、地方の條例で設けることができる。なお、浴槽がどの程度汚れているか、これは多少の資料を持ち合わせておられますが、全国的にやつた資料は持ち合わせておりませうので、いずれそろいましたらお目にかけたいと存じます。

○武田委員 私は完全な公衆衛生の立場から、日本の浴場がすべての施設において安心して皆が使用できませうように、最善の努力を拂われることを希望して質疑を打ち切ります。

○山崎(道)委員 私は理容師法の特例につきましまして、ごく簡単に質問させていただきます。昨年この理容師法案が上程されました時は、非常に時間がありませんんで大急ぎで審議いたしましたために、政府が今度親心をもつて出さ

れまされた。この点において重大な手落ちのあつたことを私どもも認めております。どうかして小学校卒業の子供が、現に徒弟として修業している者を、何とかするの法をと思つて心配しておりました時、これによつて昭和二十五年まで試験することのできる資格を認めようというこの特例に對しましては、私は全面的に賛成するものでございませう。但し、この際政府当局にお願いしたいことは、私がこの法案の審議に當りました時には、各政党の意見が一致しまして、これを代表して私一人が質問したのでございませう。ところがその後この理容師法の施行細則発表が非常におくれたためか、理容師の方からいろいろ非難を受けてまいりました。特に私が迷惑を感じましたことは、静岡縣あるいは茨城縣、栃木縣等々のほとんど全国的な理容師の意見だつたといふことでございませうが、山崎道子が議会で反対しているから床屋の試験が施行細則が発表されないうこととで議案へ訪問を受けましたり、講演に出かけた地方で、三十八、五十人もの理容師の訪問を受け、非常に迷惑でした。それについてどういふわけで施行細則が遅れたかといふことを、三木局長の責任ある答弁をお伺いしたい。

○三木政府委員 理容師法の省令が御座りましたため、山崎議員からたいへんなおしかりを受けまして恐縮に存じます。実はこの省令が遅れましたのは、学校教育法第四十六條の資格の認定に關して、他省との間に思わぬ障害が生じ、それがために時日がかつたため、二月になつて省令の公布ができたという次第で、この事務が遅れたこと

は一に私の責任で、まことに申訳ないと思ひます。況んや山崎議員がこれを邪魔したとかいふことは毛頭ないのでございませう。公布が遅れたために山崎議員に御迷惑をかけたことは、まことに意外なこと、私の衷心遺憾とするところでございませう。

○山崎(道)委員 ただいま局長の言葉がございませうので私は承りました。但し、今後こういうことのないように、他省との問題といふことは、いつの委員会でも私が申し上げますように、省と省との間に御執的な、繩張的なものが残つてゐる。これがいろいろな面で邪魔になつてゐるのでございませう。今後そういうことのないように努めて努力をお願いいたします。なお、重ねて今回議員提出の理容師法の改正案審議にあたりまして、先日電知縣の理容師から、また山崎が邪魔しているから今度の法案が出ないのだといふことで、私よほど床屋さんにならまれているようでございます。しかし私が議員提出の法案に對して意見のあつたことは事実でございます。これは改正法によりまして、二十五年六月まで、それで一切試験制度を廃止して、学校一本でいふ。試験制度の弊害を主張しての提案であつたのでございませう。私もよく理想をいたしました。これは学校一本であることが理想ではございませうけれども、現在全国的に見まして、理容師学校がほとんど整備されてない。この時、資材の少ない日本におきまして、はたして二年間で理容師学校が全国的に遺憾なくできるであらうかどうか。不備なる学校で、学校教育だけをもつて理容師になれるということになると、理容師にならんとするものは、

あるいは郷土を離れて学校所在地に寄宿しなければなりません。一箇月に数千円のお金を出して学ぶことが可能でありませうか。おそろく月々数千円の金を出しても理容師にさせるだけの余裕ある家庭は少いと存じまして、この学校の年限を延ばすこと、そして当分の間は試験制度と二本で行くことが理想である。こういうふうなことを主張してはいたが、幸にして昭和二十八年まで二本建てということに法案が改正になつたのでございませう。ところがこの法案は通過いたしました。ところが、これを實際面において運営するのは、厚生省であるといふ、こうした建前から私がお伺いしたいのですが、五年間の中に極力これが整備をしていただく。そして学校に行くことの困難な徒弟のために、完備した学校において責任ある通信教育といふことを考へたい。ただ、通信教育といふことには、どういふふうに考へておられますか。この点を念のためにお伺いしておきたいと思ひます。

○三木政府委員 ただいま御指示の通信教育については、私も非常に同感でございまして、ぜひともさうな制度をつくりたいと思ひます。殊に学校一本の法律でありますので、そのように何つて努力すると同時に、学校に入れない者のために、やはり通信教育といふものもぜひとも考へたいと思ひます。國會なりわれわれの方なりから、この法律案に追加していただく機会が来ることを、衷心から望んでおります。

あるいは郷土を離れて学校所在地に寄宿しなければなりません。一箇月に数千円のお金を出して学ぶことが可能でありませうか。おそろく月々数千円の金を出しても理容師にさせるだけの余裕ある家庭は少いと存じまして、この学校の年限を延ばすこと、そして当分の間は試験制度と二本で行くことが理想である。こういうふうなことを主張してはいたが、幸にして昭和二十八年まで二本建てということに法案が改正になつたのでございませう。ところがこの法案は通過いたしました。ところが、これを實際面において運営するのは、厚生省であるといふ、こうした建前から私がお伺いしたいのですが、五年間の中に極力これが整備をしていただく。そして学校に行くことの困難な徒弟のために、完備した学校において責任ある通信教育といふことを考へたい。ただ、通信教育といふことには、どういふふうに考へておられますか。この点を念のためにお伺いしておきたいと思ひます。

あるいは郷土を離れて学校所在地に寄宿しなければなりません。一箇月に数千円のお金を出して学ぶことが可能でありませうか。おそろく月々数千円の金を出しても理容師にさせるだけの余裕ある家庭は少いと存じまして、この学校の年限を延ばすこと、そして当分の間は試験制度と二本で行くことが理想である。こういうふうなことを主張してはいたが、幸にして昭和二十八年まで二本建てということに法案が改正になつたのでございませう。ところがこの法案は通過いたしました。ところが、これを實際面において運営するのは、厚生省であるといふ、こうした建前から私がお伺いしたいのですが、五年間の中に極力これが整備をしていただく。そして学校に行くことの困難な徒弟のために、完備した学校において責任ある通信教育といふことを考へたい。ただ、通信教育といふことには、どういふふうに考へておられますか。この点を念のためにお伺いしておきたいと思ひます。

あるいは郷土を離れて学校所在地に寄宿しなければなりません。一箇月に数千円のお金を出して学ぶことが可能でありませうか。おそろく月々数千円の金を出しても理容師にさせるだけの余裕ある家庭は少いと存じまして、この学校の年限を延ばすこと、そして当分の間は試験制度と二本で行くことが理想である。こういうふうなことを主張してはいたが、幸にして昭和二十八年まで二本建てということに法案が改正になつたのでございませう。ところがこの法案は通過いたしました。ところが、これを實際面において運営するのは、厚生省であるといふ、こうした建前から私がお伺いしたいのですが、五年間の中に極力これが整備をしていただく。そして学校に行くことの困難な徒弟のために、完備した学校において責任ある通信教育といふことを考へたい。ただ、通信教育といふことには、どういふふうに考へておられますか。この点を念のためにお伺いしておきたいと思ひます。

でございます。

○山崎(通)委員 私が理容師組合に向つて一昨年の理容師法の時にもこの点を質問いたしましたのでございますが、床屋さんは理髪師、理容師という名前になつて、法律の面において理容師法と相成つてゐるが、今度の学校教育者の問題に對しても、いろいろ意見が分れてゐるようでございます。私は法律が、さういふ一本槍になつてゐる以上は、せひ田浦にこの組合が發展して、少くとも女性がいづまでも弱い立場に置かれて、一部の人の言うことによつて多くの人が困ることのないように、お互が協力して益々業界が發展して行くように希望してゐるものでございませう。政府当局におきましても今後さういふ方面に指導されるようにお願いして私の質問を終ります。

○山崎委員 たいだいま議題になつております諸案につきまして總括的な緊急質問を求められておりますので、これを許します。有田二郎君。

○有田委員 民主自由党を代表いたしました、この際政府に質問通告を差したいと思ひます。それは六月二十六日に薬事法案、民主委員法案、さらに厚生年金保険法の一部を改正する法律案、厚生省官制の一部改正法案の四案が委員会を通過する。さらにまた一昨二十八日におきましては予防接種法案、医師法案、歯科医師法案、歯科衛生士法案、保健婦助産婦看護婦法案、船員保険法一部改正法案というような法案が委員会において可決になつて、本会議にかけ、これにさらにまた今日におきましては興行場法案、公衆浴場法案、旅館業法案、理容師法特例案、國民健康保健法の一部改正法案、温泉法

案、あん摩、はり、きゆう柔道整復等

の委員法に關する法律案というのを本日本会議に移すことになつてゐるが、まつたく興行場の各委員も常に質問の中に申しておられる通りに、政府の法案を土程される態度におきまして、私もはまつたく不満を感じるのでございませう。しかも会期切迫いたしました、聞くところによりますと本日終了いたしましたる予定の國會が、五日間興行側では延ばしたい希望であるようでございませうが、とにかく会期切迫の際、かくも多数の法案を一時に出すという政府のやり方には、興行側の各議員も不満であると共に、野党の私も民主自由党といつたしましては、まつたく不満の意を表するものであります。しかもこれを修正いたしますと、やはりいろいろな關係からわれわれは十分な審議もできないし、十分な修正もできない状態に置かれてゐる。私もはこの点においてまことに遺憾に思ふ。しかも長日可決になる予定の興行場法案とか、公衆浴場法案、旅館業法案、理容師法特例案、あるいは國民健康保健法の一部改正案、温泉法案、あん摩、はり、きゆう柔道整復等營業法に關する特例案は、明七月一日から行われるかもしれない緊急なる法案であります。その緊急な法案を会期切迫した今日において全部通さなければならぬ。そうでないといふ國民が困る。しかも私たちが十分な審議もさせないといふような状態に置かれてゐるのは、非常に私達遺憾に思ふこの点につきましては興行側の民主党としても、社会党としても、國協党としても、おそろしく御同感のことであらうと思ひます。従つて第

一國會におきまして可決になりましたこの理容師法並びにあん摩、はり、きゆうの問題にしましても、再びこれを補充しなければならぬような欠陥が出てくるように思ふのであります。従つて第二國會におきまして今まで可決になりあるは本日可決になる、またその後に可決になる法案につきましても、いろいろと欠陥があることであらうと思ふのですが、その責任はわれわれ委員の責任ではなくしてまつたく政府当局の責任である、かように私は考えるものであります。従つて第三國會におきましてこれらの法律の修正を私どもやります場合に、政府としてはその責任を十分御痛感になつて御協力あるべきであると私は存するのであります。しかも今度の一昨日通りしました看護婦助産婦保健婦法案、医師法案、医療法案などにつきましても、これまた相当不平がある。これについては十分な審議を遂げていきたい、かように考へてゐるのであります。これについて政府の御答弁を承りたい。さらに本日の質問も、浴場法案についても、旅館業法案についても、まだいろいろ質問する事項がたくさんあるのであります。特に野党といつたしまして、われわれ民主自由党といつたしまして、やらなければならぬものがあるわけでありませうが、明日から施行したい、施行しなければ國民が困るというやうな状態に置かれてゐる以上いたし方ないのであります。先刻も浴場の燃料問題で野本委員からお話がありました、三本政府委員の説明では私は納得しかねる。野本委員は政府の説明が十分であつたやうな意味において感謝いたしてゐるのであります。私の知る範囲において

は、まつたく浴場の燃料につきまして

は私は政府の無能を衝きたいと考へてゐるのであります。そういつたやうな状態においてこれらのことも質問することが出来ない。さらにまた旅館業法の第七條の「營業の施設に立ち入り」といふやうな問題につきましては、私もは当然これは修正しなければなりません、特に營業方面の問題については当該吏員が營業の施設に立入るといつたやうな、いわゆる基本的人権を侵害するがごときは厳に慎まなければならぬ、かように考へておるのであります。これもこれを修正することによつて第二國會を通過することができないといふやうな諸般の事情を併せ考へまして、わが民主自由党としましては、これは遺憾であるけれども、これをまつて質疑を打切るといふことに決したのであります。私も野党としての立場においても、このたぐさんの法案を一時に可決し、一時に本會議に上程していくといふことは、厚生委員の中の民主党自体として一番責任を痛感しておることと思ふ。政府当局としては十分この点を熟考して、この案について誤りなきやう、かつまた第三國會における修正等についても、國會においですであなた方が採択して下さつたのじやないかといふ意味合でなく、政府の責任において、会期切迫しておる時に法案を一度に出したそのために、十分な審議ができないで、つづいて法律案ができたのは政府の責任であるといふことを、十分肝に銘じていたいただきたい、かように考へるものであります。政府の御意見を承りました。

○喜多政府委員 たいだいま有田委員の御意見まことに御もつともでございます。厚生省といつたしまして会期切迫いたしました、多数の重要な法案を提出いたしました。委員各位の御審議を賜つておりますことを、深く感謝いたしておる次第であります。厚生省といつたしまして成るべく早く提出したいといふやうに考へていたのでございませうが、いろいろの事情のために遅延いたしましたことは、悪しからず御了承願ひたいと思ふのであります。その際における審議に對しまして十分の時間もお与えられなかつた關係上、これが修正等を第三國會において委員によつて審議をされることについて、厚生省としてはやぶさかでありませぬので、どうか第三國會においてもこの法案を御審議くださることに異存なきことを表明いたします。第二に立入り調査の問題に對しまして有田委員より、これは基本的人権を蹂躪するおそれがあるのじやないかといふことに対しては、これも同感で御もつとも存じておる次第でございます。しかしながら本法案通過によりまして厚生省といつたしまして、この面に對しては都道府縣に十分徹底するよう指示をして、行政面に對して遺憾なきやうに努力を拂うやうにしたいと存じておりますから、よろしく御了承をお願いする次第でございます。

○山崎委員 外に質問する方はありませんか、榎原君。

○榎原(子)委員 時間がありませんのでごく簡単に二点について御質問申し上げます。健康保険法の一部を改正する法案中、第四十三條の六、四十三條の七の社会保険診療査定委員會のことです。

御意見まことに御もつともでございます。厚生省といつたしまして会期切迫いたしました、多数の重要な法案を提出いたしました。委員各位の御審議を賜つておりますことを、深く感謝いたしておる次第であります。厚生省といつたしまして成るべく早く提出したいといふやうに考へていたのでございませうが、いろいろの事情のために遅延いたしましたことは、悪しからず御了承願ひたいと思ふのであります。その際における審議に對しまして十分の時間もお与えられなかつた關係上、これが修正等を第三國會において委員によつて審議をされることについて、厚生省としてはやぶさかでありませぬので、どうか第三國會においてもこの法案を御審議くださることに異存なきことを表明いたします。第二に立入り調査の問題に對しまして有田委員より、これは基本的人権を蹂躪するおそれがあるのじやないかといふことに対しては、これも同感で御もつとも存じておる次第でございます。しかしながら本法案通過によりまして厚生省といつたしまして、この面に對しては都道府縣に十分徹底するよう指示をして、行政面に對して遺憾なきやうに努力を拂うやうにしたいと存じておりますから、よろしく御了承をお願いする次第でございます。

○山崎委員 外に質問する方はありませんか、榎原君。

○榎原(子)委員 時間がありませんのでごく簡単に二点について御質問申し上げます。健康保険法の一部を改正する法案中、第四十三條の六、四十三條の七の社会保険診療査定委員會のことです。

御意見まことに御もつともでございます。厚生省といつたしまして会期切迫いたしました、多数の重要な法案を提出いたしました。委員各位の御審議を賜つておりますことを、深く感謝いたしておる次第であります。厚生省といつたしまして成るべく早く提出したいといふやうに考へていたのでございませうが、いろいろの事情のために遅延いたしましたことは、悪しからず御了承願ひたいと思ふのであります。その際における審議に對しまして十分の時間もお与えられなかつた關係上、これが修正等を第三國會において委員によつて審議をされることについて、厚生省としてはやぶさかでありませぬので、どうか第三國會においてもこの法案を御審議くださることに異存なきことを表明いたします。第二に立入り調査の問題に對しまして有田委員より、これは基本的人権を蹂躪するおそれがあるのじやないかといふことに対しては、これも同感で御もつとも存じておる次第でございます。しかしながら本法案通過によりまして厚生省といつたしまして、この面に對しては都道府縣に十分徹底するよう指示をして、行政面に對して遺憾なきやうに努力を拂うやうにしたいと存じておりますから、よろしく御了承をお願いする次第でございます。

○山崎委員長 榊原委員に申し上げますが、それはたゞい議題としておりませんのでこの次に願います。

たゞい議題となりまして、興行場法案、公衆浴場法案、旅館業法案、理容師法特例案、国民健康保険法の一部改正法律案、温泉法案及びあん摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法に関する特例案につきましても、一括してこれらに御異議を打ち切りたいと存じますが御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 御異議がなければさよう決定いたします。

次にたゞい議題といたして質疑を打ち切りました興行場法案、公衆浴場法案、旅館業法案、理容師法特例案、国民健康保険法の一部を改正する法律案、温泉法案及びあん摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法に関する特例案、以上の各案を一括して討論に入ります。

○有田委員 民主自由党を代表いたしましたして賛成の意を表するものであります。しかしながらこの運営の方法につきましても、興行場法案、公衆浴場法案、旅館業法案、温泉法案というようなものにつきましても、出先の官廳をして、厚生省は十分この法律の運営について留意していただきたい。敗戦後日本が民主的にならなければなりません。まだ日本の出先官廳におきましても、戦時中あるいは戦前と同じような官廳民衆、あるいは官僚的な面が多分にあるのであります。これらの取締の面におきましても、大衆の幸福、國民の仕合を念願として、その運営におきまして万遺憾のないようにしていただきたい。

たい。私はかように考えるのであります。民主自由党といたしましてはこれらの法案は、先刻緊急質問で申し上げました通りいづれも不満足である。不満足でありますけれども、第三國會において十分に慎重審議いたしまして、立派な法律に變更していただきたいということを条件といたしまして、ここに賛成の意を表するのであります。

○山崎委員長 それでは本日議題といたしました中の興行場法案、公衆浴場法案、旅館業法案、理容師法特例案、国民健康保険法の一部を改正する法律案、温泉法案及びあん摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法に関する特例案の採決に入ります。各議案を原案通り可決いたすことに御賛成の諸君の御起立をお願いします。

〔議員起立〕

○山崎委員長 起立議員。よつて本案はいずれも原案通り可決いたしました。なお議長に提出いたします報告書の作成に關しましては、委員長に一任していただきたいと存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山崎委員長 御異議がなければさよう取計いたします。

○山崎委員長 それでは次に松谷委員が質疑を求めておりますのでこれを許します。松谷天光君。

○松谷委員 私は厚生大臣に直接お尋ねをいたしたいと考えておりましたが大臣の都合が悪いので政務次官にお聴取いただきまして、次回に大臣の責任ある御答弁を、ぜひ大臣御本人の口から伺わせていただきたいと思ひます。

私は肢体不自由者の特設厚生寮の問題について大臣にお伺いしたいのでござい

ます。私も少くとも厚生委員を担当しております全員あるいはまた全議員は、戦争犠牲により、あるいはまた日本が再建途上にある生産犠牲者としての肢体不自由者の更生の問題につきましては、全力をあげて完全なる更生を實現していただくべく、できる限り國家の力を注いでいかねばならないと希望いたします。努力いたして

ておる現状であると信ずるのでござい

ます。今回たゞい耳にいたしましたことは、石川縣江沼郡山中町の國立山中病院に起つておる問題でござい

ます。この國立山中病院は、整形外科を主体としたしましての総合病院として完全なる發展を見よう、殊にこは特に肢体不自由者の家としての一の理想郷をつくつていきたいと、中におる患者さん

はもろもろのこと、町の方々始め當局におかれましても、これを實現するために、今まであらゆる犠牲と努力を拂われたように私も信じておるので

ございまして、ここに患者さんたちが主体にならましても、あるいはまた病院当局が主体にならましても、いろいろ努力の結果、肢体不自由者の家として特設厚生寮の設立予定が大体進んでまいりまして、その経費の獲得も調

い、あるいはまたその指定などもほとんど近く決定を見ることになつておつたのでございまして。ところが実はその土地の問題で、この國立病院の一角の中に四千七百七十五坪という空地がござい

まして、ここにこの肢体不自由者の特設厚生寮を築きたいという念願で進んでおつたのでございまして、いよいよ着手せんとする矢先におきまして、新制

町の方からの要求によりまして、新制中学をその場所に建てたいという運動

が起りまして、これが土地譲渡に對して交渉が行われておるのでござい

ます。しかし、大体この土地を新制中学の敷地として許可するであろうという

ような方面に向いつつあるという状態であるとの陳情があつたのでござい

まして、これを伺ひましたので私

いたしまして非常に遺憾にたえないのでありまして、今日私どもベッドを一つでもふやしたい。殊に私ども二十三年

年度の予算の削減から、ベッド数が二万九千あつたのを二万四千までに減ら

されておるといふ状態であつて、まことに残念で、何とかして手を打ちたい

としておる矢先に、またここで一つ明るい希望が見えて喜んでおるその患者さんたちを前にして、今その夢が裏切

られようとしている。しかもいろいろ事情を調査してみますと、それは病院の一角である。私ども素人の常識で

考へて見ましても、殊に結核患者等をも含めておるその病院の一角に、これから成長していこうとする子供たちを

その中に收容する形になつておるのでございまして、それは健康上及び予防の点から言ひましても、私たち衛生的に考へても、どうも満足できないよう

な状態と思はざるを得ないのであります。で、いろいろと調べて見ましたところ、同じ町の中にも、その附近に八千坪から成るところの中学校を建てられるであろうと予測される所がござい

ます。それを検討して見たところが、病院内に含まれておる予定地は、科学的に計算して一日に二十分だけ太陽の光線が余計に当たるといふことから、これはどうしても新制中学という御主張があると同つておるのでござい

ます。太陽の光線が二十分長くさすのと、あるいはまたさうした箇をもつてお

るところの患者に接しさせるのと、一体これは専門的、科学的に考へていた

だいても、特に今日は予防局長がおりますので伺へますれば伺ひたい。私どもが考へますと、二十分位の差異に及

ばない弊害があると思ひます。これは道に考へて見ました場合は、十分離れた八千坪に特設寮を考へてみると、や

はり肢体不自由の患者さんたちは、身近にある病院の一角に施設が存在する

ということとは、どれだけ大きな力であるかといふことも考へられますと思

うのであります。それからまた御當局の御心配をいたして計画を立てておら

れ、さうして一の総合病院を建設していただけるようにもできておるのでござい

ますから、あえてこの場合にその垣を越えて、さうしてそこに学校を建てる必要はなからうと私ども考へざるを得ないのでござい

ます。しかもまた学校を建てました場合に、子供の運動場のために、どうしても病院の方にまで入つていかなければならぬとか、あるいはまた線路を越して向側に運動場を持つて行かなければならぬ、という

ような、まことは危険な、不便な状態にまで行く問題ではないかと思はざるを得ないのでござい

ことは断じてない、そうでないと前提しながら、そうではないかという、その土地に起つておる一つの風聞に対しては、実は打消しながら、またそういうことがあつてはならないと主張せざるを得ないのでございます。また町に起つておる風聞によりますと、これは非常に細かい具体的な問題になるのですが、大臣がおやめになる時に、この土地を譲つて新制中学にしていくのであろうという声さえもあがつておる矢先、私は厚生大臣の御人格を信頼する一人として、ぜひそういう事実のないように、またそういうことは一日も早く除去してまいりたい、まいらねばならぬと信ずるものでございます。大体この処理は大臣の腹一つでおさまりになるらしいということをおつたのでございまして、厚生当局とされて、関係の係官その他の方々は、これをどういふふうにお考えになつておるか、あるいはまた大臣のお考えで、この問題についてはどう御処理のお考えでおるか、はつきりした大臣のお考えを次の機会にぜひ伺わせていただきたいと思つたのでございます。

○宮多政府委員 たいい松谷委員の御説であります、戦争犠牲者の中の傷病者、特に肢体の不自由者につきましても、あらゆる角度よりこれが対処に全力を盡しておる次第であります。二十二年度におきましては予算五千万円を計上し、目下府縣十二箇所に建設中でございます。ちやうどその中の一つに、ただいまお話の山中の病院問題があるものであろうと存じておる次第であります。この山中病院問題につきましては、私の聞いておる範圍は、特設の厚生寮の敷地の問題に對しまして、町

民の意見はたゞいまでは半々のようであるとお洩れ承つておるのであります。厚生省としてはもちろん病院の敷地といたしたいのでございますが、六・三制の問題もありまして、教育面もまた緊要な問題であると考えております。現地において一日も早く解決されんことを希つておるのであります。ただいま松谷委員の御説は十分承承いたしましたので、私より大臣にこれを詳しく傳へまして、詳細は重ねて調査いたしまして御満足の方に行うに取計らつていきたい、かように考えております。ともかくにもお説全体を大臣に報告申し上げ、近く大臣よりこれが解決並びに回答を事前に願うようにいたしたいと存じます。

○松谷委員 どうぞひとつよろしく願います。  
○山崎委員長 本日はこれをもつて散会いたします。今回は公報をもつてお知らせいたします。  
午後三時四十二分散会

【参 照】  
理容師法特例案(内閣提出)に関する報告書  
一、議案の要旨及び目的  
理容師法が制定された結果、同法第二條及び第三條の規定により学校教育法第四十七條の資格を有しない者は、都道府縣知事の行う理容師試験及び美容師試験の受験資格がないこととなつたのであるが、従前から理容師になる目的で徒弟見習中の者には特例を設けて二年間を限り受験資格を認める必要がある。又理容師法施行前都道府縣知事の指定した理容師養成施設

に現に在学している者に対し卒業後の免許資格を付與する必要がある。よつてこれらの者に対して理容師の特例を認めようとするのが本案の目的である。

二、議案の可決理由  
本案は、学校教育法第四十七條の資格を有しない者及び都道府縣知事の指定した理容師養成施設に現に在学中の者に対して救済措置を講ずるもので、適當なるものと認め、これを可決すべきものと議決した。

右報告する。  
昭和二十三年六月三十日  
厚生委員長 山崎 岩男  
衆議院議長松岡駒吉殿  
旅館業法案(内閣提出)に関する報告書  
一、議案の目的及び要旨  
従来旅館、ホテル、下宿等のいわゆる旅館業に対する取締は、警察命令に基き各都道府縣知事がこれを行つて来たのであるが、その取締指導対象及び方法を統一し、旅館等に対する風紀、保安及び衛生上の取締の徹底と指導の適正とを図らうとするのが本法案の目的である。その内容は旅館営業の許可、営業者の義務、行政監督上必要な権限及び罰則等を規定している。

二、議案の可決理由  
従来旅館業に対する取締指導の対象及び方法が、各都道府縣により一定しないため取締の徹底と指導の適正とを図ることが困難な実情であつたが、本法案はこれが統一

一、議案の目的及び要旨  
従来旅館業に対する取締指導の対象及び方法が、各都道府縣により一定しないため取締の徹底と指導の適正とを図ることが困難な実情であつたが、本法案はこれが統一

一、議案の目的及び要旨  
従来公衆浴場に対する取締は警察命令に基き各都道府縣知事がこれを行つて来たのであるが、その取締指導の対象及び方法を統一し、興行場に対する風紀、保安及び衛生上の取締の徹底と指導の適正とを図らうとするのが本法案の目的であり、その内容は興行場経営の許可、営業者の義務、入場者の義務、行政監督上必要な権限及び罰則等を規定して

二、議案の可決理由  
従来興行場に対する取締指導の対象及び方法が各都道府縣により一定しないため、取締の徹底と指導の適正とを図ることが困難な実情であつたが、本法案はこれの統一を図らうとするもので、その内容も概ね適當なものと認め、これを可決すべきものと議決した。

右報告する。  
昭和二十三年六月三十日  
厚生委員長 山崎 岩男  
衆議院議長松岡駒吉殿  
公衆浴場法案(内閣提出)に関する報告書  
一、議案の目的及び要旨  
従来公衆浴場に対する取締は警察命令に基き各都道府縣知事がこれを行つて来たのであるが、その取締指導の対象及び方法を統一し、興行場に対する風紀、保安及び衛生上の取締の徹底と指導の適正とを図らうとするのが本法案の目的であり、その内容は興行場経営の許可、営業者の義務、入場者の義務、行政監督上必要な権限及び罰則等を規定して

二、議案の可決理由  
従来興行場に対する取締指導の対象及び方法が各都道府縣により一定しないため、取締の徹底と指導の適正とを図ることが困難な実情であつたが、本法案はこれの統一を図らうとするもので、その内容も概ね適當なものと認め、これを可決すべきものと議決した。

一、議案の目的及び要旨  
従来興行場に対する取締指導の対象及び方法が各都道府縣により一定しないため、取締の徹底と指導の適正とを図ることが困難な実情であつたが、本法案はこれの統一

一、議案の目的及び要旨  
現在の國民健康保険制度の短所を補い、一層強力なものとするに、直ちに國民大衆の実生活に即したものにしようとするのが本法案の目的である。その内容の主なものは次の通りである。  
(一) 保険者は原則として市町村とし、例外として國民健康保険組合又は営利を目的としない社

國民健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書  
一、議案の目的及び要旨  
現在の國民健康保険制度の短所を補い、一層強力なものとするに、直ちに國民大衆の実生活に即したものにしようとするのが本法案の目的である。その内容の主なものは次の通りである。  
(一) 保険者は原則として市町村とし、例外として國民健康保険組合又は営利を目的としない社

國民健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書  
一、議案の目的及び要旨  
現在の國民健康保険制度の短所を補い、一層強力なものとするに、直ちに國民大衆の実生活に即したものにしようとするのが本法案の目的である。その内容の主なものは次の通りである。  
(一) 保険者は原則として市町村とし、例外として國民健康保険組合又は営利を目的としない社

國民健康保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書  
一、議案の目的及び要旨  
現在の國民健康保険制度の短所を補い、一層強力なものとするに、直ちに國民大衆の実生活に即したものにしようとするのが本法案の目的である。その内容の主なものは次の通りである。  
(一) 保険者は原則として市町村とし、例外として國民健康保険組合又は営利を目的としない社

團法人にこれを行わしめること。

(二) 普通国民健康保険組合の地区は又は二以上の市町村の区域とし、その地区内の世帯主及びその世帯に属する成年者を組合員とすること。

(三) 市町村が国民健康保険を行ない又は組合が設立され、あるいは社団法人がこの事業を行う場合には、その地区内の住民は特別の事由ある者を除き他は全部加入義務を生ずること。

(四) 療養の給付を担当する者は、従来の強制指定制度を改めて、医師、歯科医師、薬剤師及びその他の者の申出によりこれを定める任意指定制度とし、又診療報酬の額は保険者と療養の給付を担当する者とが協議の上その額を定めること。

二、議案の可決理由

本法律案は、医療費が国民生活に多大の負担を課しつつある現状に鑑み、現行国民健康保険法を強化し、国民生活の实体に即して保険制度にしようとするもので、保険医制度の改正、診療報酬額の決定方法等全般にわたり、国民健康保険の運営を民主的に改める等、この改正を機に国民健康保険の再建を期せんとするものであつて、その内容は現下の経済事情に鑑み適當なるものと認め、本案はこれを可決すべきものと議決した。

三、本案施行に要する経費

約四百二十万円

右報告する。

昭和二十三年六月三十日

厚生委員 山崎 岩男

衆議院議長松岡駒吉殿

温泉法案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の目的及び要旨

温泉に対する取締は、従来都道府県令によるものであつたが、これらのものは新憲法の施行により昭和二十二年十二月三十一日限りでその効力を失つたので、この際従来の都道府県令の内容を基礎としてこれを拡充し、温泉の保護とその利用の適正を確保しようとするのが本法案の目的である。その内容は温泉源を保護するため都道府県知事は温泉の掘さく又は増さく等の行為の許可及び採取行為の制限を命ずることができるとし、厚生大臣は理想的温泉郷建設のため施設の整備及び環境の改善に必要な地域を指定するよう規定している。

二、議案の可決理由

温泉の保護とその利用の適正とを確保し、公共福祉の増進に寄與するため、本法案の制定は緊要と認められるので、これを可決すべきものと議決した。

三、本案施行に要する経費

約百一十六千円

右報告する。

昭和二十三年六月三日

厚生委員 山崎 岩男

衆議院議長松岡駒吉殿

あん摩、はり、きゆう、柔道整復等営業法に関する特例案(参議院提出)に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

あん摩、はり、きゆう、柔道整復等に関する従前の法令により受験資格を有する者で、やむを得ない理由により新法の準備期間内に受験できなかった者に対し、昭和二十三年十一月三十一日まで試験を施行し、その合格者に対して同期限までそれぞれの免許を與えようとするのが本案の目的である。

二、議案の可決理由

本案は、あん摩、はり、きゆう、柔道整復等営業法の施行準備期間が僅か十日であつたため、急遽施行された資格試験を受けられなかつた者に対して救済措置を行おうとするもので、適切なものとして認め、これを可決すべきものと議決した。

右報告する

昭和二十三年六月三十日

厚生委員 山崎 岩男

衆議院議長松岡駒吉殿

昭和二十三年十月二十二日印刷

昭和二十三年十月二十三日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局